

令和2年 第1回定例会

予算決算常任委員会記録（第2号）

令和2年3月12日（木曜日）

午前10時00分 開議

午後 4時40分 散会

○出席委員（28名）

| | | | | | | | |
|-----|-----|-------|----|------|-----|-------|----|
| 委員長 | 24番 | 工藤光志 | 委員 | 副委員長 | 12番 | 尾崎寿一 | 委員 |
| | 1番 | 竹内博之 | 委員 | | 2番 | 成田大介 | 委員 |
| | 3番 | 坂本崇 | 委員 | | 4番 | 齋藤豪 | 委員 |
| | 5番 | 福士文敏 | 委員 | | 6番 | 蛭名正樹 | 委員 |
| | 7番 | 石山敬 | 委員 | | 8番 | 木村隆洋 | 委員 |
| | 9番 | 千葉浩規 | 委員 | | 10番 | 野村太郎 | 委員 |
| | 11番 | 外崎勝康 | 委員 | | 13番 | 蒔苗博英 | 委員 |
| | 14番 | 松橋武史 | 委員 | | 15番 | 今泉昌一 | 委員 |
| | 16番 | 小田桐慶二 | 委員 | | 17番 | 鶴ヶ谷慶市 | 委員 |
| | 18番 | 石岡千鶴子 | 委員 | | 19番 | 一戸兼一 | 委員 |
| | 20番 | 石田久 | 委員 | | 21番 | 三上秋雄 | 委員 |
| | 22番 | 佐藤哲 | 委員 | | 23番 | 越明男 | 委員 |
| | 25番 | 清野一榮 | 委員 | | 26番 | 田中元 | 委員 |
| | 27番 | 宮本隆志 | 委員 | | 28番 | 下山文雄 | 委員 |

○出席理事者

| | | | |
|-----------|------|-----------|-------|
| 財務部長 | 須郷雅憲 | 市民生活部長 | 三浦直美 |
| 福祉部長 | 番場邦夫 | 健康子ども部長 | 外川吉彦 |
| 農林部長 | 本宮裕貴 | 商工部長 | 秋元哲 |
| 上下水道部長 | 坂田一幸 | 市立病院事務局長 | 澤田哲也 |
| 農業委員会事務局長 | 菅野昌子 | 契約課長 | 黒沼立真 |
| 財政課長 | 岩崎文彦 | 環境課長 | 森岡欽吾 |
| 環境課長補佐 | 福士智広 | 環境課環境保全係長 | 木村隆之 |
| 福祉総務課長 | 秋田美織 | 障がい福祉課長 | 佐藤真紀 |
| 生活福祉課長 | 三上誠 | 介護福祉課長 | 工藤繁志 |
| 介護福祉課長補佐 | 相馬延承 | 子ども家庭課長 | 佐々木隆史 |

| | | | |
|------------|------|------------|------|
| こども家庭課長補佐 | 川田哲也 | こども家庭課総括主幹 | 石澤容子 |
| こども家庭課保育係長 | 佐藤洋佑 | 国保年金課長 | 田中知己 |
| 健康増進課参事 | 熊谷幸一 | 健康増進課長補佐 | 佐藤美加 |
| 健康増進課長補佐 | 村元広美 | 健康増進課主幹 | 鳴海悦子 |
| 地域医療推進室長 | 佐伯尚幸 | 農政課長 | 齊藤隆之 |
| りんご課長 | 吉田秀樹 | 農村整備課長 | 八嶋範行 |
| 商工労政課長 | 野呂智子 | 岩木総合支所長 | 戸沢春次 |
| 岩木総合支所民生課長 | 村上聡 | 相馬総合支所長 | 田中稔 |
| 相馬総合支所民生課長 | 木村洋子 | 上下水道部総務課長 | 高橋秀男 |
| 市立病院総務課長 | 堀子義人 | 学務健康課長 | 菅野洋 |
| 農業委員会事務局次長 | 三上勇造 | | |

○出席事務局職員

| | | | |
|------|------|------|------|
| 事務局長 | 高橋晋二 | 次長 | 菊池浩行 |
| 議事係長 | 蝦名良平 | 総括主査 | 成田敏教 |
| 主事 | 工藤健司 | 主事 | 附田準悦 |
| 主事 | 成田崇伸 | | |

午前10時00分 開議

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

昨日に引き続き、議案第8号令和2年度弘前市一般会計予算を審査に供します。

3款民生費に対する質疑を続行します。

まず、木揚公明。

◎16番（小田桐 慶二委員） まず、概要40ページの3款2項1目、私立保育所等ICT化推進事業費補助金についてお伺いします。

まず、保育所等のICT化ということについて、ICT化をした場合に、まずどういう効果があるのかを改めて確認させていただきたいと思っております。

◎こども家庭課長（佐々木 隆史） 効果といった

しましては、保育士の事務的な負担が軽減され、子供と関わる時間を増やすことができます。

また、保育士の離職防止につながり、保育士不足を原因とする待機児童を減らす効果があると言われております。

◎16番（小田桐 慶二委員） このICT化をすることによって、保育士の本来の業務である子供たちと触れ合う様々な時間を増やすことができるということが一番大きな趣旨だろうとは思いますが、この予算概要を見ますと、今年度が375万円、令和2年度が75万円ということで大幅に減額されているわけですが、減額となっている背景を御説明願います。

◎こども家庭課長（佐々木 隆史） 1施設の上限額が75万円となっております。令和元年度では、当初5施設が実施予定としておりましたので、合計で375万円を計上しております。

また、令和2年度につきましては、希望を照会

したところ1施設ということで、75万円の計上ということになっています。

◎16番(小田桐 慶二委員) 希望を取ったところ、新年度、来年度は1施設しか希望がなかったということですが、これまで事業をずっと実施してきて、来年度は1施設ということになった段階で、ICT化を導入している、導入率ほどの程度になりますか。

◎こども家庭課長(佐々木 隆史) 対象施設が65施設ありまして、現在のところ、本年度末まで47施設で導入される予定となっておりますので、約72%ということになります。

◎16番(小田桐 慶二委員) 72%ということになります。47施設ですから、あと18施設ですか、残っているのは。この18施設のところでは、新年度で1施設しか希望がなかったということなのですが、希望されない理由というのは、何か把握されていますか。

◎こども家庭課長(佐々木 隆史) 導入していないところの施設にちょっと聞き取りしたところ、三つほどの理由がありまして、システムを導入する時間がないとか、あとはシステムに慣れるまでの時間を考えると今のままでいいとか、もう一つが、なれ親しんだ紙のままでいいという声が多かったようです。

◎16番(小田桐 慶二委員) 今の三つの項目は、保育園の、そういう施設のオーナーの声ですか。それとも、例えば保育士とか、そこで事務作業をされている方、そういう方々の声ということのどちらでしょうか。

◎こども家庭課長(佐々木 隆史) オーナーとどうか、施設長の答えです。

◎16番(小田桐 慶二委員) 分かりました。

昨年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。その機会に合わせて、私どもの党としても様々なアンケート調査を行って、私も10施設ほど

訪問させていただいて、いろいろな御意見を伺いました。

その中で、様々御意見があったのが、幼児教育・保育の質の向上のために様々なことをやってほしいという、いろいろな御意見がございました。それとともに、処遇改善ですとかという声もたくさんありました。それとともにあったのが、配置改善の要望というのが大変多かったです。これはオーナーも含めて、保育士の声も、配置改善というのを非常に訴える方が多かったような印象を私は受けております。

このICT化を進めるに当たっては、本来の保育士等が子供たちのために使う様々な時間をより多く取るために、こういうシステムを導入してやっていこうということで、72%の施設がやっているわけですが、今、導入しない理由を聞きますと、非常に後ろ向きといいますか、なかなか、今回議会でもタブレットを導入しますけれども、非常に、我々の年代になりますと抵抗感もないわけではない、今の紙のままでいいというような思いもないわけではないのですが、やはり時代の流れとともに、システムを導入する時間がないとか、あるいは慣れるまで時間をもったいない、紙のままでいいというのは、非常にこれは、これから様々、そういうICT化の中で子供たちを育てていく、子供たち自身がそうなわけですね。その子供たちに触れ合う大人が、やはりこういう考え方では、私はちょっといかなものかなと思うのですね。

ですから、ICT化導入についても、もう一步、行政として積極的に導入を働きかけるような、希望はありませんかだけではなくて、いろいろ説明はしているのでしょうかけれども、もう一步、行政として積極的に働きかけをしていただきたいと思うのですが、その点はどうか。

◎こども家庭課長(佐々木 隆史) この補助事

業について、国の事業でありますので、いつ廃止されるか分からない事業となっております。

未実施につきましては、随時これからも、導入についての働きかけをしたいと思っております。

◎16番（小田桐 慶二委員） ぜひ、今以上に働きかけをお願いしたいと思えます。

次に、概要41ページの3款2項2目、実費徴収に係る補足給付費ということでお伺いいたします。

概要の説明を見ますと、新制度未移行幼稚園在園者のうち低所得世帯に対して、二つの幼稚園の名前が書かれておりまして、それぞれ月額4,000円、3,500円となっておりますが、私自身が勉強不足かも分かりませんが、まず、補足給付費という言葉自体がちょっとなじみがない言葉で、これは一体何だろうなというふうにまず一つ思ったのが、今回質疑するきっかけでございました。

まず、事業の概要の説明をお願いしたいのと、それから、令和元年度の予算がゼロ、これは新規事業となっていませんね。来年度、令和2年度が231万円となっているので、昨年度ゼロということの背景をお知らせください。

◎学務健康課長（菅野 洋） 実費徴収に係る補足給付費の概要と、それから、なぜ予算において新規でないのかというところでお答えいたします。

まず、事業の概要ですけれども、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の利用者のうち低所得世帯等に対して、昨年9月までは私立幼稚園就園奨励費というのがありまして、それによって保育料の補助が行われておりました。この保育料に給食費が含まれている場合は、その給食費も含めた形で保育料として補助しておりました。その就園奨励費がなくなって、昨年10月からは幼児教育・保育の無償化が実施されることになりましたが、保護者から実費徴収している食材料

費等は無償化の対象外となりました。

このことにより、低所得者世帯等の負担が増加することのないように、実費徴収に係る補足給付事業として、副食材料費相当分の一部を補助するというで補足するということとしたものであります。

令和2年度予算において、なぜ新規ではないのかということをおきましては、昨年10月の令和元年第2回定例会において、一般会計補正予算に計上されたもので、当初予算としては計上されていなかったものであります。

◎16番（小田桐 慶二委員） この事業は、この概要にも書かれてありますように、幼稚園が対象なわけですね。子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園が二つあるということなのでしょうか。

◎学務健康課長（菅野 洋） 今年度は3幼稚園あったのですけれども、来年度は2園になる予定になっております。1園が新制度に移行するという予定になっております。

◎16番（小田桐 慶二委員） そうすると、この文化幼稚園と弘大の附属幼稚園、今後も移行する予定はないということなのですかね。

◎学務健康課長（菅野 洋） その辺の予定のところは、ちょっと聞いておりませんでした。

◎16番（小田桐 慶二委員） そうすると、この補足給付費、いわゆる副食費の補足給付については、新制度に移行しなかった幼稚園は、新年度はこの二つが対象だということですね。

これは、いわゆる市の新制度に移行した保育園も含めて、副食費の免除とか、そういう制度もございますよね。それとは全く別な制度だということですか。

◎学務健康課長（菅野 洋） 市のほうで独自に免除というのはないのですけれども、新制度に移行した認可保育所とか認定こども園とか幼稚園に

つきましては、低所得世帯等の副食費については、市から支給する保育費用に副食費用を上乗せして各施設へ支払うことで、保護者からの徴収を免除することとされております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 分かりました。

最後にもう1点だけ、文化幼稚園が月額4,000円、附属幼稚園が3,500円、この違いは何でしょうか。それと、対象となる人数を教えてください。

◎学務健康課長（菅野 洋） 金額については、各園から差がどうなるのかというところでは聞いておりません。

対象人数ですけれども、文化幼稚園のほうは月額4,000円で35人、附属幼稚園のほうは15人、合わせて50人で計算して231万円を見込んでおります。この人数に関しては、今年度の実績を参考にしております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 金額については聞いていないということですが、予算に、月額4,000円、月額3,500円、4,000円掛ける35人、3,500円掛ける15人で予算を組んだわけでしょう。この4,000円と3,500円の、いわゆる積算根拠ですよ。同じ幼稚園なのに、なぜ差があるのかということですか。

◎学務健康課長（菅野 洋） この月額4,000円とか3,500円というのは、園のほうで決めておまして、こちらのほうで4,000円は何を積み上げて幾らかとか、3,500円は何々を積み上げて幾らかかというのは、私のほうでは把握しておりません。

◎16番（小田桐 慶二委員） では、幼稚園のほうから、うちは1人4,000円です、うちは1人3,500円ですということで、はい分かりましたということなわけですね。

これは、いわゆる副食費ですよ。副食費を補足給付するということですね。例えば副食費につ

いては、平均すると大体4,500円ぐらいですよというのが国の基準で出ているではないですか。だけれども、うちの幼稚園では副食費は1人4,000円ですと、うちは1人3,500円ですということの上がってきているという理解でいいのですか。

◎学務健康課長（菅野 洋） 失礼いたしました。

副食費は、給食で提供されるおかずとかおやつとか牛乳等の食材料費が対象となっていて、御飯やパン等の主食費とか光熱水費、消耗品費等は対象外になっております。

それで、給食費に副食材料費以外の経費が含まれる場合は、幼稚園が給食の会計簿等を基に1食当たりの副食材料費相当額を算出してしております。その額をこちらにお知らせしてもらっているということになります。

◎16番（小田桐 慶二委員） ですから、副食費が、うちは4,000円ですということですよ。うちは3,500円ですということですよ。分かりました。

最初も言ったように、補足給付費という言葉自体もそうだし、しっかりこなかったものですから質疑をさせていただきました。

次に、委員長にちょっとお願いがあります。今、毎日コロナウイルス等で様々、情報が毎日刻々と変わってきておまして、どうも収束が見通せないという状況もございます。

今、市内の小中学校も休校をしておまして、子供たちが基本的には自宅で、どこにもあまり出かけないようにというようなことになっているわけですが、それと併せて、市内では、例えば児童館とか児童センター、なかよし会、様々ところに、学校がお休みだということでそちらに通っている、朝から行っているというお子さんもいらっしゃると思うのです。

そういうことで、通告にはないのですが、今の

コロナウイルスの状況を鑑みて、ちょっとここで質疑をさせていただきたいと思うのですが、委員長、お許し願いたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） 今朝のニュースあたりを見ても、WHOの事務局長がパンデミック——世界的流行にもう入ったというふうなことがあって、国でもいろいろ対策を練っているようですが、我が議会でも無関心ではいけないというふうに私委員長としてもそう思っていますので、質疑を許可したいと思います。

◎16番（小田桐 慶二委員） ありがとうございます。

そうすれば、款項目でいきますと、3款2項4目、予算書85ページになるかと思います。委託料で様々な、児童館、児童センター、各種指定管理業務がなされておりますが、今現在の小中学校が休校になっている状況で、児童館、児童センター、なかよし会、こういうものを一切含めて何施設あって、何施設が開いているのか。どうもやっていないところもあるように聞いておりますので、その点の状況把握、分かりましたらぜひお願いしたいのですが。

◎こども家庭課長補佐（川田 哲也） 今回、緊急に開設している施設について、件数をお伝えいたします。

児童館、児童センターにつきましては23施設、なかよし会につきましては16施設です。

◎16番（小田桐 慶二委員） これは、開設している施設が23施設と16施設ということですか。それ以外に、うちはやっていないというところも、これはないですか、あるのですか。

◎こども家庭課長補佐（川田 哲也） 全施設開設しております。

◎16番（小田桐 慶二委員） これは、朝から終日、あるいは午前中、どういう時間帯でしょうか。

◎こども家庭課長補佐（川田 哲也） 開設時間についてお答えします。

開設時間については、朝7時30分より19時までの開設となっております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 分かりました。

この小中学校の休校については、かなり唐突に、突然国の発表があって、対応に本当にてんやわんやされたと思うのですが、この小中学校休校に至るときに、担当課のほうには、あるいは教育委員会のほうとかとのすり合わせといたしますか、御相談はあったものでしょうか。

◎健康こども部長（外川 吉彦） 教育委員会のほうから休校を検討しているという旨の事前の連絡はございました。

◎16番（小田桐 慶二委員） 連絡があって、その上で、担当部担当課としては、児童館、あるいはなかよし会等のほうにどういう手を打ったのでしょうか。

◎健康こども部長（外川 吉彦） 児童館、児童センターにつきましては、指定管理の施設ですので、指定管理者に連絡を取って、緊急的な開設について打診をさせていただきます。それから、なかよし会は、直営で職員、支援員を雇用しているものでありますので、シフトの変更などについて計画を立てたものでございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） 分かりました。

緊急事態ですので、様々混乱がありながらも、これはもう対処しなければいけないということで、各部署、各責任者が自覚を持って取り組んでいただいていると認識しております。

市としては、この休校を15日までということ一旦決めました。今日は12日ということで、この後どうするのかというのは、協議は当然続いているのだと思うのですが、この後、延長するのか、学校を再開するのかということの協議の中で、今、健康こども部のほうに15日以降のことに

ついでに御相談は来ていますか。

◎健康こども部長（外川 吉彦） 当初の休校決定時に、既に状況が改善しなければ延長することもあり得るといような発表をしていたと思います。現時点においては、教育委員会から特段連絡はございませんが、延長になった場合も対応できるように、こちらでもしっかり準備していきたいと考えております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 分かりました。

どんな状況になっていくのか見通せない部分もあるのですが、いずれにしても、どんな状況になっても、子供たち最優先できちんと対応できるように対処をお願いしたいということを要望して質疑を終わります。

◎11番（外崎 勝康委員） 3款1項4目、3款2項4目、概要36ページ、弥生荘・弥生学園整備事業についてお聞きしたいと思います。

まず最初に、この整備事業の予算の財源に関してお聞きいたします。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 予算の財源ですが、合併特例債を活用する予定でございます。

◎11番（外崎 勝康委員） この財源を利用した理由、その財源の特に優れているところ等をお知らせください。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） こちらの合併特例債なのですけれども、補助率が95%ということで、かなり有利な財源であるということで、こちらのほうを活用させていただく予定です。

◎11番（外崎 勝康委員） 今回ちょっとお聞きしましたところ、弥生荘が築25年、学園が築23年というお話を伺いました。

それで、この施設の耐用年数はどの程度なのかお知らせください。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 耐用年数は40年と伺っております。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。

今回ある程度大規模改修ということで行ったと思うのですが、大規模改修というのは、何年ごとに行われていくのかという何かがありましたら、よろしく申し上げます。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 大規模改修は、こちらのほうの弥生荘・弥生学園に関しましては初めてなのですけれども、大規模改修を行うことによって、耐用年数が70年に延びるといことで、このたび大規模改修をすることといたしました。

◎11番（外崎 勝康委員） 耐用年数を延ばすということ、分かりました。

今、70年というお話がありましたが、将来的に、もっと延びる可能性というはあるのでしょうか。100年まで延びるとか、そういうのはあるのですか。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 計画的に改修をしていけば、延びるかと思えますけれども、そこにも限度があるかと思えますので、できるだけ長期に使いたいと思えます。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。

では、ぜひとも大事に使用していただければと思います。

それで、最後に、弥生荘・弥生学園に関して、施設の抱える課題と対策等に関してお伺いしたいと思います。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） こちらの弥生荘・弥生学園なのですけれども、障がい児入所施設については、市内9施設のうち民間企業での運営が6施設あります。障がい児の入所施設は市内に2施設あるなのですけれども、県内でも障がい児入所施設は公立でやっているところのほうが多くて、民間というところは少ないです。

したがって、入所施設に関しましては、民間移譲を検討できるものと考えておりますが、弥生荘及び弥生学園が竣工から23年以上経過してい

ることから、計画的な改修を実施して、施設の長寿命化、先ほどから述べておりますけれども、そちらを図って資産価値を高めて、継続して事業を行っていきたいと考えております。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。

ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に移ります。

次は、3款2項1目、概要37ページ、養育支援訪問事業、それから3款2項3目、概要41ページ、子育て世代包括支援センター事業、これは二つ関連していますので、同時に質疑したいと思います。

まず初めに、3点質疑したいと思います。

養育支援訪問事業の背景と目的について、新規事業ということでお聞きいたします。

二つ目に、先日の一般質問においても、当初予定の2倍の方より御相談を頂いていると伺っております。それで、人員に関して現状足りているのか。また今後、人員増強をしていくのか伺ひしたいと思います。

それから三つ目として、現状の課題と新たな対応に関して伺ひしたいと思います。

◎こども家庭課総括主幹（石澤 容子） 養育支援訪問事業について、まず、なぜこの事業を始めようと思ったかという、そのきっかけについてでございます。

これについては、背景ということでございますけれども、昨年春から子育て世代包括支援センターを開設して、母子手帳の交付のときから出産までの妊産婦の実情について、電話とか窓口、あと訪問等で相談を受ける中で、10代の妊婦や精神的疾患のある方、あと、複雑な婚姻関係や未入籍などによって、中には、万全の体制で出産する方ばかりではないということを改めて認識しました。

このような方の中には、助産師とか保健師の訪

問によって精神的な支えで方向を見出す方もいますけれども、中には、育児を手伝う方がいないという中で、経済的な不安や未熟な育児、あと年子とか、何人も乳幼児を抱えるなど、育児ストレスや体調不良によって育児や家事がうまくできない家庭がございます。

そのような家庭に対して、市の関わりとしては、指導とか見守りとか、ある程度の精神的な支援はできますけれども、実際、家事とかのリスクを軽減するための有効な支援ができかねる事例がございます。

国では、そういう支援に民間団体を活用するなどによって積極的に家事支援を行うよう通達があったところでもありまして、今回、育児、家事の実践的な支援をするということで、例えばお母さんが赤ちゃんをかわいいと思う余裕がないような方でも、家事を手伝うことによって、少しでも気持ちにゆとりができて、子育てを楽しんでいると感じたり、効率的な家事の仕方を身につけるなどによって、育児環境を変える必要がある方がいると考えたものでございます。

これが事業を始める背景となったものでございます。

次に、包括支援センターが2倍の電話訪問とか来客があったという、それに対して人員が足りているのかということについてでございます。

現在は、センターにいるのは9名の職員でございます。こちらは、保健師、助産師、事務職員、それから保育士を合わせての人数でございますが、ヒロロにいる方だけで包括支援事業を行っているということではなくて、様々な職員がここに関わっております。

例えばですけれども、赤ちゃんの全戸訪問、市内で年間約1,000人生まれる全戸訪問については、7名の嘱託の助産師が訪問しております。またさらに、2回目、3回目の訪問が可能な体制

も、また新たにつくる予定としております。

また、そのほか、精神疾患とリスクの高い保護者については、保健センターの地区担当の保健師も関わってもらっております。

あと、ネグレクト傾向にある親子については、こども家庭課の相談係、要保護児童対策の担当職員が包括の職員と同行して、訪問したりして関わっております。

あとは、継続して相談に来たり、居場所を求めてくる方には、駅前こどもの広場のイベントに参加してもらいながら、駅前こどもの広場の保育士と一緒に相談も聞いております。

あと、例えば発達支援が必要な親子については、障がい福祉課のほうで、週に1回ヒロロで開いている発達支援の教室のほうにも包括の保育士も同行しながら参加したりして、母子保健とか子育て支援とか、あと福祉のスタッフがみんなで包括に関わっているものでございますので、今のところ、職員は足りていると考えております。

あと、包括を開設してからの課題と、それから対応ということについてでございますが、課題については、3点ほど挙げますと、例えば先ほどのような、ある程度訪問した後でも、実際家事支援が必要な場合に、市の職員が手をかけてあげることができないということが課題でございますので、そこに養育支援の事業を入れてあげればいかなと思っております。

2点目については、例えばいろいろな関係機関との連携もしておりますけれども、ただ、まだまだ人と人同士の信頼関係というのが足りない部分がありますので、もう少し時間をかけて関係機関との連携の部分の部分を築いていく必要があると考えております。

あと、もう1点は、例えば組織的な話ではありませんけれども、健康増進課とこども家庭課の2課で行っているというところで、責任者が二つに分

かれるというところがありまして、迅速な対応ができかねている部分があったということが課題であると思っております。

◎11番(外崎 勝康委員) 分かりました。丁寧な答弁をどうもありがとうございました。

それで、包括支援センターに関してなのですが、基本的には常駐が一応9名ということなのですかね。常駐のほかに周りの保健師とか、いろいろな方の支援があつて行っていることによって、当初よりも2倍のそういうような相談に対して対応しているというお話なのですが、全体として何名ぐらいで対応していらっしゃるのですかね。そうすると、関係している、現実的には。

◎こども家庭課総括主幹(石澤 容子) 大体で申し上げますと、4月から1月末までの来所や訪問、電話、あと講座への参加などの利用実績は、述べ8,933人という人員でございます……(「職員の数」と呼ぶ者あり) 関わっている職員の人数ですね。関係課を含めると、包括の人数が9名、あと、保健師が各地区担当それぞれおりますので二十数名、あと、こども家庭課の子育て相談係が6名ほどという人数になります。

◎11番(外崎 勝康委員) そうすると、ざっと30名から40名ぐらいということなのですかね。分かりました。

それで、先ほど課題ということで、発達支援であるとか、ほかとの連携であるとか、今回リーダーの問題とかもありましたけれども、その辺に関して、来年度は具体的に何か考えていること、また、こういうふうに改善するということがありましたらお知らせください。

◎健康こども部長(外川 吉彦) おおむね1年間、包括支援センターをやってきました、先ほど申し上げましたように、2課から人員を出してやっているということで、なかなかうまくいかない点もございましたので、新年度に向けた見直し

といたしまして、包括支援センターにつきましては、こども家庭課の担当というふうに割り振りをいたしまして、また、駅前こどもの広場と一体的な管理ということで、所長を置きたいというふうな改善をしていきたいと今考えております。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。

やはり現場ですぐ判断できる責任者というのは前から課題としてあったと思いますので、ぜひともしっかりとした体制をよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、もう一つお聞きしたいのは、虐待に関して、様々あると思うのですが、虐待に関しての件数と、対応に関してどのようにされているのかお聞きしたいと思ひます。

◎こども家庭課総括主幹（石澤 容子） 虐待の人数についてでございます。

虐待については、平成31年4月から12月までの分でいきますと、これは、児童相談所ではなくて、こども家庭課に来た相談の件数でございますが、身体的な虐待が5件、心理的虐待が12件、ネグレクトの相談が38件、性的虐待はゼロ件というところでございます。

これについては、まず通報とかがございましたら、必ず御本人のほうを訪問させていただきまして、例えば重篤な案件であれば、こちらのほうから児童相談所のほうに通報して、児童相談所と一緒に動いております。

◎11番（外崎 勝康委員） いろいろマスコミ等で報道されている虐待に関して言うと、どこかで引き渡したときに、そこでもう切れてしまうということがあって、私なんかが見て、最後まで責任取ってほしいなというのはいつも思うのですけれども。

そこでやっぱり、今回の包括支援センターをつくるに当たって、私が一番最初に皆さんに話したのは、ネウボラという考え方です。ですから、最

初に面倒を見たら、最後まで面倒を見ると、確認していくという体制が私は今回最も大事だと思ひで、包括支援センターに当たって、ネウボラということで最初にお話ししました。

ですから、そういうことで、特にこの虐待、気になる子、いろいろな子供がいらっしゃると思ひますが、そういうネウボラという視点から、市としてどういった考えを持っているのか、ぜひともお聞かせいただければと思ひます。

◎健康こども部長（外川 吉彦） 虐待の件につきましては、必ずしも包括支援センターだけで受けているものではございません。もちろん包括支援センターにも虐待の疑いがあるという通報がございますが、虐待の担当というのは、こども家庭課が事務局を行っております要保護児童対策連絡協議会というところで身体的な虐待をはじめとした対策を行って、児童相談所などと連携をしているものです。

委員がお話になるネウボラというものについて、私も以前勉強したことがございますが、人員体制など日本で行っている包括支援センターとは体制がかなり異なると思ひてございます。

今後、いろいろな需要がまた増えていく中で、体制を充実させていく必要がある場合は、そのような体制を取っていききたいというふうには思ひますが、必ずしも北欧型のネウボラが実現できるかという、なかなか難しいというふうには思ひます。

ただ、委員が先ほどおっしゃられました、受けたものについて、最後まで結末までちゃんと見てほしいというようなことについては、今現在開設しております包括支援センターにおきましても、どこかにつないだらそこで終わりというのではなくて、経過についてもちゃんと報告を受け確認をする体制を取っておりますので、その点については御理解をいただきたいと思ひます。

◎11番（外崎 勝康委員） 部長、どうも大変ありがとうございます。私も同じような思いでおります。

ぜひとも、大変な事業だと思いますが一つ一つ、やはり大事な子供一人一人の命を守り、最後まで育むといった行政になっていただきたいという思いで、今話をさせていただきました。

それで、あと、要望で終わりますが、今回包括支援センターが3課、4課にまたがっています。ぜひとも、来年度から統一していただくことをお願いしたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党。

◎20番（石田 久委員） 私のほうからは、3款1項1目の、ページでいけば74ページで、民生委員活動費について。

今、民生委員は398人が定員でありますけれども、どれくらいの欠員が出ているのかお答えしていただきたいと思います。

◎福祉総務課長（秋田 美織） お答えいたします。

3年に一度の一斉改選が行われました、令和元年12月1日現在では、当市の民生委員児童委員及び主任児童委員の定数398人に対し、欠員は32人、充足率は90.5%となっております。

◎20番（石田 久委員） 今、32名が欠員…

…。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 38です。
◎20番（石田 久委員）（続） 38名、すみません。前にこの問題を質問したときは、38名も欠員というのは、今聞いて驚いたわけですが、1年前に欠員が15名というような答弁があって、逆に、これが38名も欠員となると、例えば町会の中でも、町会長ですら、75歳以上のお年寄りの方がどこにいるかとかという把握は民生委員しか知らないわけですよ。それが欠員ということ

になると、かなりこれは問題だなというふうになるんですけども。

これに対して、これから民生委員で、例えば協力員とかがあるというふうに答弁されても、概要の29ページの下のほうに書いていますけれども、民生委員の負担軽減と地域の見守り体制を強化するという形ですから、民生委員をサポートするというけれども、その民生委員が38人も欠員ということになると、どういうふうにこれからのを考えているのかお答えしていただきたいと思います。

それと、今、民生委員もかなり高齢化しているのですけれども、民生委員1人で何人を受け持っているのか。お年寄りの方がかなり多くて、その1人の民生委員が何件担当なのか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

◎福祉総務課長（秋田 美織） まず、欠員の区域につきましては、委員御承知のとおり、原則として地区民生委員児童委員協議会の会長が代行して担当し、それ以外の場合でも、副会長、または近隣の委員が担当するということにはなっています。

また、昨年度導入を開始した民生委員協力員の活用についてでございますが、現在、欠員の区域、または欠員の区域を抱える地区会長のうち8人が、また担当区域における世帯数が多く、配置基準の360世帯を超える民生委員21人のうち10人が協力員を置いており、高齢者の見守りなど民生委員児童委員の活動の一部が補助されているものと考えております。

また、欠員については一斉改選の直後が最も多く、3年間のうちに徐々に埋められていくという傾向がございますので、前回の一斉改選のときは欠員30名でございました。それが3年間のうちに15名まで縮小していく。また、今度は38名に拡大し、また徐々に縮小してまいりたいとは考えております。

あと、民生委員が担当する世帯数についてでございますが、一斉改選に先立ち、昨年8月に実施しました世帯数の調査では、1人当たりの世帯数は209.4世帯となっております。県の配置基準では170から360世帯ごとに民生委員を1人配置することとされておりますが、地域の実情を考慮しての配置となります。

なお、市内の最少は37世帯、最大は670世帯となっておりますが、こちらは地区内にある世帯数を合計したものという側面もございます。実際に民生委員が日常的に見守りをしている世帯となりますと、実情としては20世帯以内が多ございます。

◎20番(石田 久委員) どの町会も大変な状況の中で、本当に独り暮らしとか、あるいは高齢者の二人暮らしの方がかなり多くなっています。それに対して期待される、もう民生委員でなければ、どこにいるのかとか、そういうのを把握できないのです。例えば町会長であっても把握できていない。それで欠員が出ている。

では、協力員という方は、例えば、この世帯に75歳以上の方がいるということ把握して、訪問できるのでしょうか。民生委員以外の方でいけば。

◎福祉総務課長(秋田 美織) 民生委員協力員に名簿をそのまま渡して見守りをすることはございません。あくまでも民生委員、または地区の会長が名簿を管理しております。ここの世帯を回ってくださいとか、その協力依頼に基づいて活動するものであります。

◎20番(石田 久委員) やはり早急に民生委員の398人を確実に確保しながら、このまちに、あるいはこの町会に生まれてよかったというような、そういうような市政をぜひ目指していただきたいと思います。

◎委員長(工藤 光志委員) 以上で、通告によ

る質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、さくら未来の御質疑ありませんか。

◎1番(竹内 博之委員) 私から、概要の31ページ、3款1項1目、訪問相談推進事業について。

今回、新規事業でございます。新規事業として取り扱う必要と、必要性を踏まえて事業の内容について御説明いただければと思います。

◎生活福祉課長(三上 誠) まず、訪問相談推進事業の必要性でございます。

こちらの事業につきましては、様々な課題を抱えてSOSを出せない方などに対しまして、支援する側が課題を抱えている方の元に出向き、支援の入り口をつくる必要性があると思慮されております。そのため、必要に応じて支援が必要な方に必要なサービスや情報を届けるなど、外に出ていく福祉の強化が重要と認識して、本事業に取り組む予定としております。

そして、本事業においては、その方の状況に応じて必要な関係機関と連携をしながら、その方や家族と信頼関係を構築した上で、就労やその後の定着まで支援することを最終目的としていることから、必要と考えております。

そして、この事業の内容であります。まず80歳代の親が、例えばひきこもりの理由によって自立が困難な50歳代の子供と構成されている経済的に困窮されている8050問題の世帯や、また、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行わなければいけなかった、正社員になれなかったなど、就職氷河期世代の方など、社会参加に向けて丁寧な支援を必要とする方に対しまして、必要に応じてアウトリーチによる積極的な情報把握などによって早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援が求められております。

しかしながら、これまでは市では十分なアウトリーチを実施するだけの人員が確保できていない実態がございました。

今般、国においてはアウトリーチを行うための経費について10分の10の支援を頂けることになりましたことから、アウトリーチ支援員を1名新たに配置して、庁内外の関係機関と連携しながら、アウトリーチを主体にひきこもり状態にある方や外出困難である社会的に孤立している方などの家族と信頼関係を築きまして、就労支援といった自立までの一貫した支援を実施する予定としております。

◎1番(竹内 博之委員) ありがとうございます。

今回の231万9000円というのは、訪問活動をする人件費だということで理解いたしました。

4月から新年度が始まりますけれども、訪問支援員の1名がいつから動き出すのか、その点についてもお伺いします。

◎生活福祉課長(三上 誠) 今の予定といたしましては、夏頃、7月からの開始をめどにしております。

現在、今の予算が可決されましたら、ハローワーク、または広報を利用しまして募集いたしまして、7月までに事業の実施方法等について検討していく予定としてしております。

◎1番(竹内 博之委員) ありがとうございます。

先ほど御答弁の中で、国の補助で10分の10ということでしたが、今なかなか外出ができない、そういうのが困難な方もいらっしゃるの、国の補助が10分の10ではありますけれども、国の補助が切れたからこの事業も終わりということではなくて、しっかり市独自としても、こういった訪問、アウトリーチ事業というのは、今後も継続していただければと思います。

すみません、もう一つ、概要の37ページ、先ほど外崎委員も質疑していた中で、1点だけちょっとお伺いしたいのですけれども。

今回、民間団体による家事育児援助を実施することですけれども、民間団体というのはどこを想定していて、今回委託料が164万4000円ですけれども、その団体に委託料を支払うということの理解でよろしいでしょうか。

◎子ども家庭課総括主幹(石澤 容子) お答えいたします。

ホームヘルパーというところはいっぱいありますけれども、今回は育児から保育、沐浴、あと掃除、調理、全てですので、訪問型子育て支援ができるNPO団体の「こもも」というところを想定しております。

委託料については、年間、大体24件ほど想定しておりますけれども、その24件に対して、週に一、二回の訪問を2か月から3か月にかけて行うということで、全体で年間336回の訪問分を見込んでおりますので、その分の委託料を見込んでおります。

◎1番(竹内 博之委員) 最後に、利用者の負担というのはあるのでしょうか。無償でサービスを受けられるのか。

◎子ども家庭課総括主幹(石澤 容子) 無償で実施する予定です。

◎委員長(工藤 光志委員) ほかに、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

◎19番(一戸 兼一委員) 3款1項2目、放課後デイサービスと、それから、またがる質疑なので、関係ある……。

◎委員長(工藤 光志委員) 何ページですか。

◎19番(一戸 兼一委員) (続) 何ページか

といいますと、77ページあたりからですかね。

それから、次には2項の1目、2目、3目、4目にまたがりますけれども、いわゆる放課後デイサービス、児童館、なかよし会、それに保育園等に関しての今回のコロナウイルスに対する対応についてなのですけれども、国のほうで、今日の朝刊でも載っていましたが、マスクとか消毒液に対して、一括購入で配布する自治体に対しては補助するというようなことを国で出しました。そろそろマスクとか消毒液も足りない施設も出てきておりますので、市のほうとしては、この対応というのはどんなふうに行われているか。

今回、13日に発表ということなので、その後の休校か、出るかが決まるわけですので、他市町村は既にもう休校と決まっています。弘前市だけが非常に不安定な状況で、施設側のほうとしては、弘前市の対応が決まらないためにシフトが組めないと。決まるのが2日前となれば、大変という状況にあるわけなのですけれども、それはそれとして、補助の件はどのようにお考えでしょうか。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） そうすれば、まず、放課後等デイサービスのほうで答えさせていただきますと思います。

マスク等の配布なのですけれども、市のほうで配布するという対応はまだ決まっておられませんので、そちらのほうの動向を見ながら、もし配布するということになれば、直ちにお知らせしたいと思います。

◎こども家庭課保育係長（佐藤 洋佑） 市内の保育所などに関するコロナウイルス対策としてのマスクとかの配布についてなのですが、市のほうでは、現在、保育所などがこれまでコロナウイルス対策として購入したものに対する補助を現在検討しているところでございます。

◎19番（一戸 兼一委員） これまでに買ったものを補助してもらっても、そんなのは今使っ

ているわけだから、そうでなくて、今新しく国が第二弾で出したのが、行政がまとめて購入して、それを出した場合、そのときに補助になりますよと。いわゆる消毒液を一括で購入し、配布する自治体には、費用の全額を補助するというのが10日にまとまって、もう発表されているわけですよ。ですから、そういうことに対して、市はまとめての一括購入に動く気があるのかなと。入ってこないかもしれないのですよ。入ってこないかもしれないけれども、一括購入のこの制度を使って申込みをしてみる、そういうことが考えられているかということですね。その点です。

◎健康こども部長（外川 吉彦） 昨日、厚生労働省から連絡がありました事業は、委員がおっしゃられるように、市町村で一括購入して配布する場合と、それから、それぞれの施設において購入したものについて、申請していただいて、それを補助する二本立てになっております。

現在、委員がおっしゃられましたとおり、市が一括してマスク、消毒液などを購入しようとしても大変難しい状況で、私も問い合わせたことはございますが、とても大きなロットには対応できないというような状況でございますので、各園で対応していただいている状況で、大変申し訳ないというふうには思っておりますが、これまでの実績と、それから今月いっぱい、そういうマスク、それから備品など、準備したものについて補助対象になる旨の連絡を受けておりますので、本日緊急に照会しているところでございます。

◎19番（一戸 兼一委員） 今回は、そのほかにも50万円まで、いわゆる空気清浄機なども対象になるということも言っていますので、多分知らない園もあるのですね。ですから、50万円まで国のほうで補助するというのであれば、急いで空気清浄機を取り替えたいとか、性能のいいものに替えたいという施設も出てくるはずなのです

ね。ですから、こういう情報は、もう分かった時点で的確に出していただきたいと。その代わりに、今手作りのマスクをみんな施設でやったりしているそうです。それで対応するというのでやっていたので、その面は情報提供を早くやっていただきたいと。これを強く要望いたします。

それから次に、いわゆるこれらの、先ほど小田桐委員も言っていました施設ですけれども、開設しています。それらに対しても、シフトを組むとかで、大変な思いをしながらやっているはずなのですけれども、これらに対して、今までも、災害時でも、常に保育園等は運営してきたけれども、何の支援の一つもあるわけではないし、御苦労さまなかったのですけれども、今回もそうですけれども、ただ、今回の場合は、長期にわたるということで、いろいろな面で運営費もかさんでいます。

そしてまた今回みたいに、15日までの休みは確定したけれども、その後は確定していないといえれば、給食なんかを出している施設は、食材の手配にも困る。それからまた、送迎とかをしている人は、運転手なんかでも、もう発注して頼んでいるわけですね。だけれども、もし学校が始まれば要らなくなるとか、そういう面もあったり、経費というのは結構かかっています。これらに対して、市単独で、少しでも何かしらの形で支援するとかというのはないのか。

国のほうでは、児童館等には1日3万2000円でしたか、出すというような話もしていましたけれども、その辺の市の対応等は何かないものなのかお聞きします。

◎健康こども部長（外川 吉彦） これは、新型コロナウイルスにつきましては、先ほどパンデミックというような言葉もあったとおりで、世界的な流行感染症でございます。市が単独で何かを

行うというような性質のものではないと思いますので、国からいろいろ情報が出ておりますし、国に負担していただけるように、こちらでも対応していく場合については、市で先に立て替えてという場合もあろうかと思いますが、基本的には国が負担するべきものだと考えます。

◎19番（一戸 兼一委員） そういう答弁を言われると、運営も国に任せて、市が要請をしても我々はやらないですよという施設が出てきてもおかしくないわけで、これはお互いさまなので、そういうつもりであれば、情報提供はしっかりと、それに努めるしかないのですよ。

ですから、マスクの状況も直ちに調査しなさいということもした。しかし遅い。調査するのに、言ってから何日かたってからやっていますけれども、そういうふうに、みんなでやらなければ駄目なことは、しっかりと行政も急いでやっていただきたいし、確実な情報提供を一日も早く出していきたい。

今、空気清浄機なんかでも、補助になりますよといえ、頼みたいところもあるのですよ。これが、今日、私がこうしてやっている、あした金曜日になって、発注するにもメーカーが休みに入ったりします。また、物があるかないかというのもあります。そういう意味では、情報の遅れがいろいろな、それでなくても大変なのに、それが少しでも緩和されるのが、情報が遅ければ、何にもならなくなってしまうので、今後、こういう世界的なだけに、情報提供は急いでやるというふうにしていただきたいと思います。要望して終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

◎9番（千葉 浩規委員） 私からは、1点質疑させていただきます。

竹内委員も質疑しましたけれども、概要31ページの訪問相談推進事業についてです。

事業の概要については、竹内委員の質疑に対し、課長が詳しく答弁がありましたので、私からは1点だけ質疑させていただきます。

訪問する対象者の方はどのように発見していくのか、この点について答弁をお願いします。

◎生活福祉課長（三上 誠） 対象者について、どのように発見していくのかということですが、今の予定としましては、市のホームページや広報ひろさき、そして、こちらのほうで、あと福祉関係の各関係機関や、あと民生委員のほうからの情報提供を頂いて、そちらのほうは探していく予定と考えております。

◎9番（千葉 浩規委員） 実は、私の知り合いにも、なかなか外へ出られなくて困っている市民の方もおられましたので、頼もしい事業だと思いますので、私もぜひ協力をさせていただきたいと思います。

同時に、もう一つ、これは要望ですけれども、概要の30ページから31ページにかけての生活福祉課の様々な相談活動や支援活動があるわけですが、今のコロナウイルス感染症に関わって、経済も、弘前市内も含めてだんだんと厳しくなっているということで、私はとりわけ自営業者の方が本当に心配になっています。そういう意味では、今後こういった生活福祉課の相談支援活動というのは大変重要なものになっていくかと思いま

すので、よろしくお願いします。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、滄洗会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 概要の31ページ、1項1目の訪問相談推進事業に至った背景、経緯をお願いいたします。

◎生活福祉課長（三上 誠） まず、背景ですが、近年の、先ほどもちょっとお話ししましたが、8050問題や就職氷河期世代の支援が社会的な課題となっておりまして、その背景の一つにひきこもりの長期化によるものがありまして、市の窓口にも相談が寄せられております。

それで、本事業においても、主にそのような社会的孤立に苦しむ方やその家族に対しまして、新たにアウトリーチ支援員を1名設置しまして、庁内外の関係機関と連携しながら、必要な方とつながりを確保して、信頼関係を構築した上でアウトリーチを通して支援をしていくというものでございます。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 報酬が164万円ほど盛り込まれておりますけれども、体制と、支援員はどういう方、資格を持っておられる方がアウトリーチに伺うのかお伺いします。

◎生活福祉課長（三上 誠） 体制としましては、アウトリーチ支援員を会計年度任用職員1名で対応しようと考えております。

そして、アウトリーチ支援については、特別、国のほうでも資格というものを必要としておりませんので、私どもとしましては、福祉関係やそちらの経験者の方を採用するつもりであります。

◎18番(石岡 千鶴子委員) この問題は、とてもデリケートで、引き籠もるには引き籠もるなりの理由があって、1年、2年ではなくて、何十年もの蓄積、鬱積したそういう状態が引き籠もるという、それも年数が7年、10年、20年という長期にわたってのそういうひきこもりの方々を岩戸の戸を開いて引き出すということは、福祉関係の人だからというのではなく、やはり精神的な、専門的なお医者さんであったり、専門の知識を持った人を用いるべき、なおかつ効果を急がずに、常に、引き籠もっている方の信頼を得るというまでに何年もかかるというぐらいの長丁場でございますので、あまり成果を早まらずに、本人に寄り添っていただきたいなど。ぜひ、支援員に関しては、重々考慮して、この人だという方をお願いしたいなというふうに思います。

今お話を伺った中で、多岐にわたるといふ、相談をしている中で、病的なものなのか、精神的なものなのか、はたまた十人十色、千差万別でございますので、いろいろな機関と連携を取り合いながら、解決に向けた方策が取られなければならないのですが、相談窓口は一本なののでしょうか。どこに行ったらいいか分からないというような方もいらっしゃるの、ここはヒロロもありますし、どちらがいいのかな。一本化したほうがいいのかな、どうなのかと思いますがどうでしょうか。

◎生活福祉課長(三上 誠) 現在考えておりますアウトリーチ支援員については、ヒロロにありますひろさき生活・仕事応援センターでやる予定にしております。

◎18番(石岡 千鶴子委員) まず、周知だと思います。こういう事業をやっていますよということを当時者のみならず、当時者は引き籠もって分からないですから、情報をシャットアウトしているわけですから、家族の方にこういう窓口がありますよということを、まず周知してほしい。そ

れとともに、恥ずかしいことだというふうな認識を御家族の方は持っていらっしゃると思いますので、そうではなくて誰でも起こり得る現象なのだという、まず周知啓発をして、どうぞいらしてくださいと。そういう認識、意識を変えるということにも十分時間を割いて、そして御家族の方の集える場所、そして、やっと出てきた当事者に対して、安心して過ごしていただく居場所づくりというものも、おいおい相談をしていくうちにやはり課題が見えてこようかと思っておりますので、そういう課題に対しては対応していただきたいなというふうに思います。

次に、概要35ページ、1項3目、緊急通報システムですが、以前、私の記憶だと、高齢者の独り住まいに緊急通報の装置を置いて、連絡を受けた、どこが介在するのか分からないのですが、その地区の民生委員が走っていくという仕組みだったように記憶しているのですが、今回ALSOKということで委託をしておりますが、実際、助けてというSOSがどこに流れて、どういう経路でこのお宅に伺うのかということをお聞きします。

◎介護福祉課長(工藤 繁志) 緊急通報システムについては2種類ございまして、社会福祉協議会でやっているものについては、青森県社会福祉協議会内の中央受信センターが緊急通報を受信して、同センターからの連絡を受けて近隣の協力員が安全・安否確認や救急車の要請を行うというふうになってございます。

あと、民間の会社、ALSOK、そしてホームネット株式会社、ここの会社が緊急通報を受信して、同社からの連絡を受けて、同社と提携している市内のタクシー会社が現場へ駆けつけ安否確認、そういったものを行うとなっております。

◎18番(石岡 千鶴子委員) ということは、県の社協から連絡が行って、協力員というのは、その地域の民生委員ではなくて、ALSOKにま

ず行って、ALSOKから連絡を受けたタクシー会社がそこのお宅に行くということでよろしいでしょうか。

◎介護福祉課長補佐（相馬 延承） 2種類ございまして、石岡委員のお話ししている県社協のほうのパターンは、事前に、地域の民生委員だったり近所に住む方とか、連絡がついて見に行く協力員の方を2人とか3人登録しておりまして、その方に通報が行って見に行くという形になっておりまして、ALSOK等の場合には、民間の会社のほうでそういう状況を確認した上で、そちらのほうの通報装置のパターンは、民間のタクシー会社等が行くという形の2種類あるということになっております。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 設置台数が予定として270台となっておりますが、これは毎年毎年更新なのでしょうか。それとも、プラスして増えていくというものなのでしょうか。

◎介護福祉課長補佐（相馬 延承） ほとんどの方が継続更新の形になりまして、新たに増やしたいと来る方の部分を計算した形での予算計上になっております。

◎18番（石岡 千鶴子委員） では、現在何台ぐらい設置されていて、その動向というか、高齢化、単身化というのが増えていますので、当然増かなというふうには見込めるのですが、その設置台数を地区ないし地図に落としているのかなど。要は、それを利用している方々が中心市街地に集中しているのか、それとも郊外の農村地域に多いと、でもここが手薄だというような、そういう調査というのはしておりますか。

◎介護福祉課長補佐（相馬 延承） 台数等の件数はあれしておりますが、委員の言うようなマップに落として、どこが多いとかというふうな形の追跡的なものはちょっとやってございませんという状況にあります。

◎2番（成田 大介委員） 私からは、まず概要の30ページ、3款1項1目、学習支援事業について質疑させていただきます。

この間、たしか千葉議員も一般質問の中で質問していたと思いますので、概要については簡単でよろしいのですけれども、中学生に対しての周知方法をお聞かせ願いたいです。

◎生活福祉課長（三上 誠） 学習支援事業の内容でございますが、現在この事業につきましては、弘前市社会福祉協議会に委託して実施しておりまして、弘前大学ボランティアセンターの協力の下、同センター内において毎週水曜日に実施しております。

当初は、中学生を対象のメインとしておりましたが、現在は高校生や、様々な理由で高校を中退したり、中学校卒業時に進学できなかった方も支援対象としております。

そして、周知方法でございますが、現在の周知方法はホームページや広報、そして、こども家庭課のほうとか、教育委員会のほうの就学援助や児童扶養手当の担当課のほうにチラシ等を置いて周知しております。

◎2番（成田 大介委員） 資料によると、平成27年度からの事業だということで、延べ人数、参加人数等を見ておきますと、年々減ってきているような感じもするのですけれども、効果と実績というものはどのように考えていますでしょうか。

◎生活福祉課長（三上 誠） 今、委員がおっしゃったとおり、参加人数といいますか、そちらの登録人数はちょっと減っております、平成29年は15名、平成30年度も15名、そして令和元年度については、1月現在で14名となっております。

人数については、委員がおっしゃるとおり、なかなか増えていかないこともありまして、私どものほうでも、協力いただいております弘前大学ボランティアセンター、そして委託先であります弘

前市社会福祉協議会と今年度末あたりに、ちょっと設置の必要性も含めて協議したいと考えております。

◎2番(成田 大介委員) 来年度予算はほとんど変わらないということでございますので、何とか、場所を教えたりもできないのしょうけれども、せっかくなつくってやっている事業なので、しっかりと周知をして、こういういい場所をよりよい場所にしていきたいと要望を申し上げて終わります。

◎委員長(工藤 光志委員) ほかに、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 質疑なしと認め、これをもって、3款民生費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、4款衛生費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長(外川 吉彦) 4款衛生費について御説明申し上げます。

89ページの1項保健衛生費1目保健衛生総務費は1億2233万6000円で、健康増進課及び地域医療推進室の職員人件費であります。

89ページから90ページにかけての2目予防費は、5億4041万9000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

10節需用費は1億5891万4000円で、予防接種用ワクチンの医薬材料費などを計上したものであります。12節委託料は3億6571万4000円で、予防接種などの委託料を計上したものであります。

90ページから91ページにかけての3目環境衛生費は、2億7442万6000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は1169万6000円で、墓地公園の施設管理などの委託料を計上したものであります。14

節工事請負費は1333万2000円で、墓地公園の整備工事費などを計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は1億2883万4000円で、水道事業会計負担金及び補助金などを計上したものであります。

91ページから92ページにかけての4目公害対策費は4145万8000円で、公害対策関係業務に係る環境課の職員人件費やカラス対策を含む公害対策などに係る経費であります。

92ページから93ページにかけての5目病院及び診療所費は、30億2452万5000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は1億5118万3000円で、急患診療所指定管理料や病院群輪番制病院運営の委託料を計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は25億9115万9000円で、新中核病院の整備事業に対する補助金や病院事業会計補助金などを計上したものであります。

93ページから94ページにかけての6目保健活動費は、4億4383万9000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は1億5799万3000円で、妊婦・乳児健康診査をはじめ、各種健康診査などの委託料を計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は1592万2000円で、不妊治療費助成金などの補助金等を計上したものであります。

94ページから95ページにかけての7目健康増進対策費は、3億9176万7000円となっております。

以下、節の主なものを申し上げます。

12節委託料は3億1966万9000円で、がん検診などの健康診査事業等の委託料を計上したものであります。

95ページから96ページにかけての8目保健施設費は4141万9000円で、弘前総合保健センターの建物の維持管理に要する経費であります。

96ページの9目斎場費は、1億531万6000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

10節需用費は2062万3000円で、斎場の燃料費などを計上したものであります。12節委託料は2349万9000円で、斎場の施設管理などの委託料を計上したものであります。

97ページの2項清掃費1目清掃総務費は1億8001万8000円で、清掃関係業務に係る環境課の職員人件費であります。

97ページから98ページにかけての2目じん芥処理費は、17億1824万1000円となっております。

以下、節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は5億7704万5000円で、一般廃棄物の収集運搬や最終処分場の施設管理などの委託料を計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は10億5319万2000円で、弘前地区環境整備事務組合に対する負担金などを計上したものであります。

98ページの3目し尿処理費は6197万円で、津軽広域連合に対する負担金となっております。

以上で、4款衛生費の説明を終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款につきましては、4名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、創和会。

◎10番（野村 太郎委員） 私からは、4款1項4目、街なかカラス対策事業について、毎年のごとく質疑させていただきます。

長年手がけた事業でございますけれども、まず質疑の最初に、令和2年度の質疑に入る前に、令和元年度も含めて、最近のカラスの状況について、対策協議会等でいろいろ意見が出たりとかがあったと思いますが、現状はどのようになっているのかということについて、まず質疑いたします。

◎環境課長補佐（福士 智広） カラスの最近の状況ということでございますけれども、毎年、秋から冬にかけて弘前市のまちなかをねぐらとしているカラスの個体数調査を実施しております。調査結果では、個体数は平成27年度の5,853羽をピークに、近年はやや減少傾向にありまして、ここ3年間は、おおむね3,500羽前後で推移しております。

カラス対策連絡協議会を毎年度開いて様々な御意見を頂いているのですが、その中でも、カラスのほうが増えているということではあります。被害のほうは相変わらずというか、実際にあるという事実もあると。

連絡協議会の中で出ている意見といたしましては、カラスの駆除、殺処分数をもっと増やせないものかとか、箱わなの場所についていろいろ考えてみてはどうかとかといった声も上がっております。

また、今回、弘前大学農学生命科学部の東教授のほうから、個体数を減らすためには冬場における餌断ちが非常に効果的であるとの御意見も頂いております。こういった御意見も参考にしながら、新年度に向けてもまた取組を継続してまいりたいと考えております。

◎10番（野村 太郎委員） 最近では減少傾向にあると。私自身の実感でも、いつときよりは何か少なくなっているような気がする。ただし一方で、最近では集まるところが分散しているなどという気もしているのですけれども。

そこはそれでいいとして、大体5,800羽ぐらいから今3,500羽になっているという点で、何が要因か。というのも、それを聞く前に、令和元年度、あるいは平成30年度に箱わな等で捕獲した、ハンターが捕獲したものもあると思うのですけれども、実際こちらが捕獲したものというのはどれぐらいになっているのかというところ。

◎環境課長補佐（福士 智広） カラスの箱わなで捕獲した数ということでございますけれども、現在市内に6基箱わなを設置しております。箱わなの数ですけれども、平成24年度からずっと継続してやっているのですけれども、ここ3年間といったしましては、平成28年度は395羽、平成29年度は275羽、平成30年度が337羽という状況になっております。

それから、ハンターによる駆除ですけれども、こちらのほうは、例年大体1,000羽前後という状況になっております。

◎10番（野村 太郎委員） 例年そういった状況で、最近では5,800羽ぐらいから3,500羽に減っているということは、それが多分抑制の要因にはなっていると思うのだけれども、最近減少しているということの要因には恐らくないと思うのですよ。最近少なくなっている要因というものは何であると分析しておりますか。

◎環境課長補佐（福士 智広） 減少している要因ということですが、カラスの駆除、それから捕獲ということも継続して実施していることも当然影響していると考えてはおります。

このほか、市として実施していることとして、市内のごみの集積所荒らしとか、そういった部分もカラスの餌の確保という意味でつながっておりますので、カラス対策としてのごみ集積所のボックス、それからネット等の補助等を推進することで、餌となる部分をシャットアウトするという部分がカラスの個体数の減少にもつながっているものと考えております。

◎10番（野村 太郎委員） 分かりました。

この事業というのは、何がどういうふうに通っているのかというのは、あるいは最後によく効き始めるということもあって、こうだという分析がなかなか最後までできないと思うのですけれども、そういうことも含めて、先ほど東教授から

冬期の餌断ちということもありましたけれども、令和2年度として重点的に取り組む点というところを最後にお聞きします。

◎環境課長補佐（福士 智広） これからのカラス対策ということでございますけれども、今年度、特に弘前大学のほう、それから県のほうとも連携しながらやっている事業といたしまして、捕獲したカラスにGPSを取り付けて、カラスの移動経路などの調査も併せて実施しているところでございます。

まず具体的に、箱わなで捕獲したカラスの一部の個体にGPSをつけて、その行動を確認しているところがございますけれども、この調査で、カラスの季節ごとの移動範囲や習性などが少しずつ分かってきているという報告を受けております。

今後さらに、こうした調査を進めることで、農村部での苦情であったり広域的なカラス対策に役立てるものと考えております。

先ほどお話ししました冬期間における餌断ちということも十分大きな効果があるということでございますので、新年度におきましては、東部のカラスの餌を求めて行動している市の郊外及び周辺市町村においても、田んぼや畑などの収穫漏れを極力抑えることなどによって餌の総量を減らして、市内をねぐらとするカラスの総数を減少させるといった対策を周辺市町村のほうとも協力しながら、連携しながら進めてまいりたいと考えております。

◎10番（野村 太郎委員） 最後に要望です。

いろいろと野心的に取り組まれるようでございますけれども、何度も述べているのですけれども、なかなか市民の皆さんは、今どうなのかな、カラスどうなっちゃうんだっけというところになってくると思います。

様々な取組をやっているということで、現状がどうなのかなということの広報、市民への

周知ということ、ちゃんと対策しているのだよというところの周知、それだけでも市民にとっては大変安心になると思いますので、そういった点も考慮して令和2年度の事業を進めていただきたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明。

◎16番（小田桐 慶二委員） 概要53ページの2項2目、災害廃棄物処理対策事業についてお伺いします。

新規で備品購入費として40万円という予算がついておりますが、まず40万円の内容をお知らせください。

◎環境課長（森岡 欽吾） 当該40万円の内容ということでございますが、現在、災害廃棄物をできるだけ速やかに、そしてできるだけ混乱がないように適切に処理することを目的として、弘前市災害廃棄物処理計画の策定を進めているところでございますが、その中で重要な役割を果たすのが災害廃棄物を一定の期間、仮に集積する仮置場というものでございます。

この仮置場につきましては、搬入された廃棄物の分別が非常に重要でございまして、この分別の良否が処理の進捗などに大きな影響を及ぼすということが各地の事例から聞こえてきておりますので、このたびの予算におきましては、この仮置場内で分別を表示する看板を購入して、有事に備えようとするものでございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） 分別の表示をする看板ということですね。災害廃棄物処理計画を策定中というお話でした。

まず、現段階で分かる範囲で結構ですが、仮置場というのは、どこを、どのぐらいの広さを想定しているのでしょうか。

◎環境課長（森岡 欽吾） 仮置場の場所と広さということの想定でございますが、こちらの仮置場につきましては、環境省が策定した指針におい

て候補地の選定に当たっての留意点が示されてございます。この指針では、公園やグラウンドなどの公有地を優先するといったことや、地域の基幹産業への影響が少ない地域を選定することといったことが示されておりまして、現在策定中の計画においても、これらの留意点を踏まえて選定することとしているところでございます。

しかしながら、この計画におきましては、候補地を具体的には示しておりません。その理由といたしましては、災害の規模や被害の範囲、発生場所を勘案して仮置場を決定するといったことを考えておりますので、たとえ候補地であっても、今回計画に載せた場合、実際に仮置場になるとは限らない場所を掲載するということとなりますので、そういった場合、いざ災害が発生したときに、選定されていない場所にごみが持ち込まれてしまうといったようなことも危惧されることから、あえて掲載はしていないというところでございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） そうすると、様々な災害のケースがあつて、災害の規模が様々あつて、その都度といいますか、災害が起きたときにその場所を明らかにすると。

そうすると、40万円で作る分別の看板というのは、そのときにその場所に行って、看板を設置するということになるわけですね。分かりました。

そうすれば、環境課の中では、あらかじめ様々なケースを想定して、何か所か、こういう場合はここ、こういう場合はここということになるのでしょうか、災害廃棄物の緊急対応ということで仮置場になるのですが、分別というのは大まかにどのような分別の範囲なのか。

◎環境課長（森岡 欽吾） どういった分別ということですが、いわゆる可燃ごみであるとか、不燃ごみ、金属関係とか、そういったような区分になることを想定しております。おおむね7から10

区分程度で現在考えておりますが、その中には、処理困難物をしっかり分けるといったようなことも含めることを考えております。

◎16番(小田桐 慶二委員) 7から10区分ということで、理屈としては分かるのですが、災害が起きたときに、果たして持っていく側の問題として、この辺をきちんと分けて持っていくというのは、かなり混乱もするでしょうし、水害とかになれば、もうぐちゃぐちゃになって、そのようなケースで果たして分別というのはうまくいくのかなという、危惧するわけですが、7から10の分別をします、持ってきました、これは駄目ですよということで返すということも有り得るわけですか、分別されていないということで。その点はどうか対応しますか。

◎環境課長(森岡 欽吾) いざ持ってきたときに大変ではないかという話だと思うのですが、想定では、仮置場の中を車が周回できるようなルートをつくりまして、まずは可燃ごみ、次が不燃ごみといったルートの中で徐々に下ろしていくということを想定しております。

災害ごみでありますので、基本的に返すといったことは想定していませんが、あえて言えば、便乗ごみ、災害に遭ったものではないけれども、テレビや洗濯機といった家電4品目を持ってきたといったごみについては、ちょっとお断りすることも考えられます。

◎16番(小田桐 慶二委員) 大体イメージは分かりました。コースをつくってやっていくと。緊急時ですから、様々な対応が、その場その場での対応をされると思うのでしっかりと。

そうすると、計画を今策定していて、いざ災害が起きたときに、今回の場合はここが仮置場ですよという市民への周知というのはどのようにされるのですか。

◎環境課長(森岡 欽吾) 周知の仕方は様々、

現在いろいろなところで、こうやったらうまくいった、うまくいかなかったという話も聞こえております。例えば電気が止まったといった場合、インターネットといったものはなかなかうまく機能しない、また放送も聞こえないといったようなことも聞こえておまして、回覧板やチラシが一番具体的には効くのではないかとといったような話を聞いております。

◎16番(小田桐 慶二委員) 分かりました。

今後、様々なケースを想定して、また先進事例等を参考にして、しっかりと事業を進めていただきたいと思います。終わります。

◎委員長(工藤 光志委員) 昼食のため、暫時休憩いたします。

[午前11時49分 休憩]

[午後 1時00分 開議]

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党。

◎20番(石田 久委員) 私は、4款1項5目の病院輪番についてです。

輪番病院の体制についてなのですが、ようやく輪番の体制ができたと思うのですが、その中で、今回かなりきつい輪番体制だなどと思っています。

そういう中で、今回、消防事務組合の議会でも問題になったのですが、コロナウイルスの対策について救急輪番の病院とかはどのような形でこれを対策として検討したのか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

◎地域医療推進室長(佐伯 尚幸) 2次輪番病院の中で、来年度の体制を検討する際に、幾らか会議の中で話題にはなりました。コロナウイルスの対策でございますけれども、現状は、やはり2次輪番病院にもし来院されたとしても、保健

所のほうにまずは連絡するという手順となっております。帰国者・接触者外来を受診されてという流れになっておりますので、会議の際には、そういった患者はまだ見えていないということでしたが、今後は、今、国で示しているとおりのそういう流れになるかと思えます。

◎20番（石田 久委員） 今、保健所という形で出ましたけれども、やはり全国的にもかなり厳しくなって、病院にそういうようなコロナウイルスの患者が来たときに、もう外来は閉鎖とか、いろいろな形で、先ほどもテレビでも、また違う県の病院でもそういうような状況ですけれども、そういう意味では、市としてもこの問題についてはどうなのか。

今、弘前市内でも、救急車で運ばれた患者が、その疑いで保健所に電話をしたそうです。しかし、そういうような中でも、それはちょっと基準と違うからというような、口頭で終わりだという、本当にそれでいいのかなど。その体制問題についてどういうふうにして、もう少し具体的にやらないと大変な状況になると思うので、その辺のマニュアルとか、その辺についてお答えしていただきたいと思えます。

消防事務組合の議会では、ちゃんと消防事務組合のほうでマニュアルをつくって、その対策についてやっているというような答弁でしたけれども、市としても、やはりその辺については病院任せにしないで、市としてきちんと把握していただきたいと思えます。以上で終わりたいと思えます。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、さくら未来。

◎1番（竹内 博之委員） 私からは、概要の47ページ、4款1項6目、こんには赤ちゃん事業についてお伺いします。

予算が増額している理由と背景についてと、あ

と、「子育て家庭の孤立を防ぎ」ということなのですけれども、子育て世代の孤立化を防ぐためにはどのような取組が必要なのかの認識について、2点お伺いします。

◎健康増進課長補佐（佐藤 美加） まず、拡充の内容ですけれども、予算額が今年度と比べると338万1000円増額になっておりまして、その主なものは報酬で275万8000円の増額になっておりません。報酬が増額になった理由としてですけれども、まず訪問事業には保健師、在宅の訪問助産師、あとは訪問相談員が従事しておりまして、この報酬は在宅の訪問助産師と訪問相談員の訪問実績に応じて支払っているものです。

これまでの訪問指導は、何かしらのリスクのある方には保健師が訪問しておりまして、第1子、第2子には訪問助産師、第3子には訪問相談員というふうに訪問ケースを分担していたのですが、来年度は、助産師の専門性を生かした支援が必要なケースに回れるように、保健師や訪問相談員に訪問助産師が同行する、一緒に行くというようにための予算を増額したわけです。この訪問のほかにも訪問助産師による電話訪問という形も取っておりまして、電話での支援もしておりますので、その件数も増やしております。

なので、このように活動実績が増加するというふうなところを見込んだことと、あとは、会計年度任用職員制度導入によって報酬の単価が少し上がったために報酬全体が増額になったというところになります。

次に、母親の孤立を防ぐということになると思うのですが、近くに相談する相手がないとか、様々な要因があるわけですが、訪問することで、まずは母親の話を聞くというところを大事にしたいと思っております。子育てに関する悩みやその思いを十分に聞き取って、一緒に解決方法を考えるというような精神的な支援を中心

にして支援していているところですよ。

◎1番(竹内 博之委員) ありがとうございます。質が高まることを期待しております。

最後に、精神的な支援という話が出たのですけれども、2款のところ、企画課が盛っている多世代交流拠点が今回新しく事業化になっていましたけれども、やっぱり精神的な支援も当然必要なのですけれども、地域とつなぐということを念頭に置いて、そういったアクセスというのですかね、家庭の中だけではなくて、いかに地域と結びつけるかで、地域の中で子育てを担っていくとか、そういう意味での孤立化を防ぐ取組も必要だと私は思うので、ぜひその点について、今後発展的なものとなるよう期待しております。ありがとうございました。

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

◎11番(外崎 勝康委員) 私は、概要の44ページ、4款1項2目、予防接種事業に関して、その中で特に子宮頸がんのワクチンに関して質疑したいと思います。

子宮頸がんワクチンは、私も一般質問でも取り上げておりますが、現在、公費助成の対象となっているワクチンではありますが、日本では子宮頸がんの原因がワクチンによって70%カバーできると言われております。しかし定期接種でありながら、日本の場合は、WHOからも世界の中で日本

だけが接種の推奨を中止していることに対して名指しで非難されております。

そこで、確認したいのが、来年度におけるワクチン接種に関して、対象者に対して、ほかの自治体で例があるのですが、要は、定期接種である、公費助成されているということが分からない方がいらっしゃるということで、そういうことでワクチン接種されていない方がいるというお話を聞いております。

それで、当市において来年度、対象者に対してどのようにお伝えするのか、その辺をお聞きしたいと思います。

◎健康増進課長補佐(村元 広美) 子宮頸がんのワクチンについてお答えいたします。

子宮頸がんワクチンの接種については、平成25年4月から国が定める定期接種として接種が始まりましたが、複合性局所疼痛症候群などの副反応の事例が報告されたことを受けて、国では、同年6月に接種と副反応との因果関係等がより明らかになり、国民に適切な情報が提供できるまではワクチン接種を積極的に勧奨しないことといたしました。

これは、現在まで継続しておりまして、当市においても個別通知など積極的な勧奨は行っておりません。ただ、接種につきましては、定期接種であることに変わりはありませんので、当市においても健康ごよみやホームページ等で接種が受けられる旨のお知らせは行っております。

ただ、委員おっしゃったように積極的な勧奨を行っていないことにより、接種できることを知らない対象者の方、保護者の方もいらっしゃると思われまますので、市としては、来年度、対象となる方々に勧奨ではなく、定期接種であるということのお知らせの文書を送付することといたしております。

◎11番(外崎 勝康委員) 分かりました。ぜ

ひとも、しっかりお願いしたいと思います。

それで、そのときにもし可能であれば、定期接種ということで、その辺の情報も伝えていただければと思っているのですよ。なぜ定期接種になっているのかということ、あくまでも、そういう推奨というのは厳しいと思うのですが、客観的なそういうものというのは、そこの中に入れ込むことはできないのかなというのをお聞きいたします。

◎健康増進課長補佐（村元 広美） 確かに、子宮頸がんワクチンをなぜ接種するのかという背景が分からないとなかなか判断しづらいところもあるかと思えます。厚生労働省のほうでワクチンについていろいろチラシとか、そういうものも作成しているようですので、そこら辺も確認しながら、できるだけ情報をつけて文書等を発送できるようにしたいと思います。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。ぜひともその辺、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

それで、今、日本における子宮頸がんが進行する方が1万人程度であって、毎年3,000人から3,500人が亡くなっていると言われております。

それで確認なのですけれども、当市において、子宮頸がんワクチンの接種人数、接種率及び子宮頸がんの罹患者及び亡くなっている方がどの程度いるかお知らせください。

◎健康増進課長補佐（村元 広美） 接種状況につきましては、平成30年度については、対象者が1万352人に対して接種者50人ということで、接種率は0.5%ということになっております。

そのほかは、ちょっと申し訳ございません。今手元に資料がございませんので、後ほどでも調べて、分かる部分についてはお届けしたいと思います。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。で

は、その辺は後で分かる範囲で教えていただければと思います。

とにかく、先ほど申し上げましたように、ワクチンによって約7割の方がカバーできるということですので、その辺はやっぱり受けたい方、また受けられる可能性のある方に関しては、しっかり受けられるような体制をぜひともお願いしたいなと思っております。

その次が、概要の48ページ、49ページにまたがっていますけれども、まず一つは、概要の48ページ、1歳6か月児健康診査、それから、同じ48ページの3歳児健康診査、それから概要の49ページの5歳児発達健康診査と、三つ一緒に質疑したいと思います。

まず一つは、それぞれ健康診査をした内容がしっかりと連携しているのかを一つ聞きたいと思えます。二つ目として、対象者数と検査を受けた数。三つ目として、検査を受けていない方の確認及び対応、さらにその理由についてお聞きいたします。

◎健康増進課主幹（鳴海 悦子） 健診の平成30年度の実績でお答えします。

1歳6か月児健診については、対象1,125に対して1,104人が受診、3歳児健診は、対象1,110人に対して1,093人が受診されております。また、5歳児発達検査では、調査票で行う1次健診は、対象1,190人に対して1,006人が受診され、詳細な発達検査を行う2次健診では、対象182人に対して117人が受診されております。

未受診者への対応についてですけれども、1歳6か月と3歳児健診につきましては、未受診を把握した翌週にはがきを送付しております。返信がなければ、保健師が電話や訪問によって受診勧奨を行っております。5歳児発達健診につきましては、法定健診ではございませんが、一人でも多くの方に受診していただけるように再通知とか電話

で受診勧奨を行っております。

◎11番(外崎 勝康委員) 3歳児に関してなのですが、気になる子の人数とその対応に関してお聞きいたします。

それからもう一つ、3歳児に関しては目の検査もあると思いますが、目の検査に関してお聞きしたいと思います。

特に目の検査に関して、私が今回一番お聞きしたいのが、他市において眼科医の助言、指導にて器械による検査を導入しております。その辺に関してどのようなお考えなのかお聞きいたします。

◎健康増進課主幹(鳴海 悦子) まず、3歳児健診で発達の気になるお子さんについてお答えします。

3歳児で発達が気になるお子さんの割合ですが、平成30年度では、受診者1,089人に対して129人おりました。全体の11.8%になります。

健診後の支援では、当日に支援予定の時期について保護者の方にお話ししておまして、その後、地区担当の保健師が家庭訪問や電話などで保護者の方と連絡を取って、健診後のお子様の様子ですとか保護者の方が気にされていることなどを丁寧に確認させていただいております。その後で少しでもお母さん方が安心して前向きに子育てができるように、お子様との関わり方ですとか生活での工夫、必要に応じて療育機関の活用などについて情報提供とかアドバイスをさせていただいております。その後も、今後の子育てについて保護者の方と一緒に考えながら継続支援を行っております。

次に、3歳児健診の視力検査についてですが、令和2年度につきましては機器を使用した視力検査の導入計画はございませんけれども、今後、改めて小児科医や眼科医などの御意見を頂きながら勉強してまいりたいと思っております。

また、県内では現在、八戸市と五所川原市が機器による視力検査を導入しておりますけれども、検査に時間がどのくらいかかっているのか、あるいは場所の設定をどのようにしているのかということの詳細に、実施状況ですとか、あと課題などを調査した上で、3歳児健診全体の健診内容についての検討も行いながら、今後の眼科健診の方法を考えてまいりたいと思っております。

◎11番(外崎 勝康委員) 気になる子なのですけれども、その後のサポートが大事だと思うのですよね。例えば5歳児、あと小学校入学とか、その辺に関してどのようにその点を伝達していくのかというのは大事だと思います。

その辺が一つと、あと、目の健診に関して、今、市でやっている目の健診と器械化による目の健診の違いといいますか、その辺もう一度詳しくお聞かせください。

◎健康増進課主幹(鳴海 悦子) 健診の器械と今の状況の違いのところですが、今現在は、3歳児健診は法定健診でございますので、国のほうから示された検査方法というのがあります。それが今は2種類で、一つは、アンケート用紙で目に関する質問票によって行っているのが一つと、あともう一つは、ランドルト環というのですけれども、眼科に行かれますと英語のCという形の、上が開いているよとかというものの大小を使いまして検査をしています。

今はその2種類で検査していますが、機器のほうになりますと、八戸市とかに伺ったところ、乱視ですとか弱視ですとか、問診票やランドルト環ではなかなか分からないようなものも分かっているということで伺っていました。

◎11番(外崎 勝康委員) 答弁漏れ。

◎健康増進課主幹(鳴海 悦子) (続) すみません。一つ回答が抜けました。

5歳で気になっているお子さんとかをその後ど

のように支援されているかということですが、5歳の発達健診が終わりますと、全員の方に結果説明という形で個別に保健センターのほうにおいでいただいて、1人当たり2時間程度で小児科の先生であったり、臨床心理士の方々から個別にいろいろな説明をします。その後、就学に向けてはどのようなことが、サービスとか、心配があればこういうようなこともできますよというあたりも、教育センターの方にも来ていただいて説明する機会があります。その後、後日、それに来た方も来ない方も含めてアンケートを送っていき、その中にまた気になることがあれば保健センターにまた個別においでいただいて、臨床心理士や保健師が相談を受けるということをしております。そのほかに、地区担当保健師にもつないで、必要な方には続けて支援していくというようなやり方をしております。

◎11番(外崎 勝康委員) 私がお聞きしたいのは、学校の教師にどのように伝わっていくのかなどというのが一番気になっているのですよ。現場にですね。意外とそういうことが、5歳にやって、その後に学校のほうにどう伝わっていくか、入学時にそれからどう伝わっていくかというのが、以前にも一般質問で取り上げたことがあるのですが、そういったシートとかファイルとか、いろいろな形があると思うのですが、そういう、長い間きちんと継続的にサポートできる体制がどうなっているかというのが一つです。

それからもう一つが、目の検査に関して、今お話がありました。具体的に目の検査に関して、特に弱視であるとか、その辺が分かれば、早く分かることによって、前にドクターに聞いたことあるのですが、治るという話も聞いたことがあります。ですから、それが本当に小学校入学前に分かっている、もうちょっと早く分かっていたら治るものが治らないでそのまま大人になって苦労している

お子さんもいるという話を聞いたことがございます。ですから、その辺も含めて、器械の導入というのは非常に重要であるし、必要であるというふうに思っておりますので、その2点、もうちょっと明確な答弁をお願いいたします。

◎健康増進課主幹(鳴海 悦子) 5歳児発達健診のその後のことですが、今、教育委員会と連携してやっているところがありまして、保護者の同意のもとにお子様の健診結果を教育センターのほうにお届けしております。そのことで、お子様の特性に合わせた形の就学環境の準備ができるようになってきております。

学校のほうでも、指導するのにそのような情報を頂けることですごく助かっているというようなお声を頂いています。

あと、弘前大学とかとも連携して、そういう5歳児発達健診の在り方とかもいろいろ考えながら、教育のほうにどういうふうな生かし方をすればいいのかというのを考えながら、今やっているところでございます。

あと、もう一つ、視力検査の機器のところですが、八戸市に伺ったところ、やはり精密検査の対象になる方が今までの10倍近くになったということで、それによって弱視の方ですとかが早期発見されて、治療につながっているということは伺っておりました。

◎11番(外崎 勝康委員) 分かりました。

気になるお子さんに関しては、確かに物すごくプライベートなお話でもあると思うのですが、ただその辺は、親御さんとしっかり話をしながら、関係機関としっかり話をしながら、子供を将来的にどう育てていくかということをもうちょっと丁寧に、もっと分かりやすく進めていただきたいなと思っております。

教育現場にその辺がきちんと届いて、やっぱり将来的にも小学校、中学校という形でいくと思

ますので、その辺も含めてそういう継続的な気になる子の支援というものをぜひともお願いしたいと思います。

それから、今お話があったように、目の器械の導入によって、やっぱり明確に成果というものが出ております。確かに、予算的にいろいろ厳しいものがあるというふうにも前にお聞きしたことがありますけれども、これはぜひとも弘前市としてもやっていくべき事業であると思いますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） ほかに、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、滄洗会の御質疑ありませんか。

◎14番（松橋 武史委員） ページであります。予算概要の50ページ、たばこの健康被害防止対策事業についてであります。

まず、確認させていただきたいのが、喫煙が主な原因とされる病気、病名を御紹介いただきたいと思ひます。

◎健康増進課長補佐（村元 広美） たばこが主な原因になる病気は、肺がんがありますとか、COPDでありますとかが主なものとして挙げられると考えております。

◎14番（松橋 武史委員） 毎年毎年、歳入であるたばこ税が、ここ5年以上ですか、10年以上減り続けているようであります。喫煙が原因で起る病気というのは今お話しされたことでもあります。これまでの答弁を見ますと、このことで医療費が膨らんでいるというような表現もありました。

そこで伺ひするわけではありますが、たばこ税が

減るといふのは、喫煙者が減ってきている、喫煙者が本数等を減らしてきているということが見られます。御紹介いただいた病気は、現在、弘前市では減っているのか。また、それに伴ひ、医療費もどのような変化があるのか御紹介いただきたいと思ひます。

◎健康増進課長補佐（村元 広美） たばこを吸わない人が増えるということで、税収は減るといふことはあると思ひますけれども、それに伴ひ、健康被害が減って、医療費が減るといふことはもちろんあるかと思ひますが、そこら辺の明確な数字のデータは、すみません、今、明確に分かりませんので、ただ、医療費が削減されるという事実はあるかと認識しております。

◎14番（松橋 武史委員） 確認ですが、明確な数字等々は持ち合わせていない、それはいいのです。病気になる方が減っているのかどうか、そして、それに伴ひ医療費も減っているのかどうか。そこだけ、分かりやすくもう一度答弁をお願いいたします。

◎健康増進課長補佐（村元 広美） そこを明確にお答へする数値的資料がございませんので、大変申し訳ございませんが。

◎14番（松橋 武史委員） 今、減っていることと思ひますといふようなお話がありましたので、何かデータに基づいた発言かと思ひて、ただしたわけであります。よろしいです。

今後、そういったデータ等々を整理した上で、本当にあなた方が今まで言ってきた、たばこを吸う方々が減れば医療費が減るのだということが、しっかりここ10年のデータがあるわけありますから、証明をしていただきたい。後ほど結構です。まとまったら、資料提出を求めます。

◎4番（齋藤 豪委員） 予算概要46ページ、4款1項5目、医師確保対策事業負担金というところですけども、少しばかり予算が減額になって

おります。再三、石田委員も医師不足について質問しておられます。

それこそ、中核病院が整備されるわけなのですが、この予算が減ったということは、本県の医師不足が解消の方向に向かっているということでしょうか。ここ何年かの医師確保に関するデータなどあれば、教えてください。

◎地域医療推進室長（佐伯 尚幸） まず、予算額として減っているということでございますけれども、これに関しましては、青森県国民健康保険団体連合会で医師確保対策事業を実施しているものに対しまして、県内の市町村で人口割に負担しているものであります。令和2年度につきましては、これまでの繰越金を例年より多く市町村負担に充てるということで、減額となっているものです。

続きまして、医師の確保の状況ですが、これは弘大の医学生の実学金の関係なのですが、推移といたしましては、臨床研修医の採用数でございますけれども、平成31年度で県内で80人です。2年前の平成29年も80人、またその2年前の平成27年では93人でございまして、大体このぐらいで推移しているものです。

◎4番（齋藤 豪委員） それこそ、中核病院が整備され、地域の中核的な医療を担うわけですので、医学部は御存じのとおり6年ですので、簡単に医師を確保するというわけにはいかないの、ぜひとも今後とも続けて医師の確保並びに、建物は立派な建物ができても中で働く医師がいなければ大変なことになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） ほかに、滄洗会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎2番（成田 大介委員） 恐らく無通告の最後だと思えますけれども、概要の45ページの4款1項4目、街なかカラス対策事業について、先ほど野村委員からも質疑がありましたけれども、ちょっと答弁の中で聞けなかったので教えていただきたいです。

つい最近、予算委員会が始まってから、ある地域の市民の方から意見というか苦情が来ていたのでお聞きしたいのですけれども、これは、季節ごとなのか数か月ごとなのかちょっと分かりませんので教えていただきたいのですが、追い払いによってカラスが集中している地域というのはどの辺になりますでしょうか。

◎環境課環境保全係長（木村 隆之） カラスが今、現状追い払いによってどこにいるかということなのですが、カラスが群れを形成するのは例年秋から冬にかけてでございまして、大きな群れを形成しながら、いろいろな場所をめぐらしながら移動しているものでございます。

それで、現在は、駅裏、城東のさくら野百貨店周辺に群れを形成していることを確認しております。

当課としましても、市民の方からの御相談ですとかパトロールによりまして、群れを形成しており被害が大きくなるような場所については、随時追い払いを実施しております。

また、例年は、今後1週間から2週間ほど経過しますと、カラスはつがいを作って産卵のために巣作り等を始めますので、この群れは順次解消されていく予定でございます。

◎2番（成田 大介委員） 最後に、教えていただきたいのですけれども、例えば来年度、その時期に、どっち側に追い払うとかというような方向

というのはあるものなのですか。

あと、苦情が来ればもちろん対応しているのでしょうけれども、LEDのライトか何か、あれは町会でなくても市民個人にでもお貸しいただけるかどうかだけ、最後に。

◎環境課環境保全係長（木村 隆之） 追い払いは、当課でライトですとか、あとはスターターピストル——運動会で使う火薬鉄砲ですね、そちらなどを使いながら追い払いを実施しておりますが、追い払う方向につきましては、何分生き物でするので、うまく誘導することがちょっと難しい状態でございます。ただ、大きい群れを分散させ、被害がその分小さくなるような追い払いには留意しております。

あと、LEDライトの貸出しですけれども、町会に限らず、個人の方でも申請していただければ、お貸しすることは可能でございます。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） ほかに、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 質疑なしと認め、これをもって、4款衛生費に対する質疑を終結いたします。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、5款労働費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎商工部長（秋元 哲） 5款労働費の予算について御説明申し上げます。

98ページをお開き願います。

98ページから99ページにかけて、1項労働諸費1目労政費は、雇用の創出促進と勤労者の福祉向上を図るための労政対策費でありまして、4197万6000円となっております。

以下、主な節を申し上げます。

18節負担金、補助及び交付金は1897万円で、資格取得チャレンジ支援事業費補助金、障がい者雇

用奨励金及び東京圏UJIターン就職支援事業費補助金などを計上したものであります。

同じく99ページから100ページにかけて、2目勤労者福祉施設費は、勤労青少年ホームの管理運営に係る経費でありまして、1343万5000円となっております。

同じく100ページの3目出稼対策費は、出稼労働者の福祉の向上と安全な就労を支援するための経費でありまして、253万6000円となっております。

同じく100ページの4目中高齢労働者対策費は、青森県シルバー人材センター連合会への負担金及び弘前市シルバー人材センターへの運営費補助金を計上したものでありまして、1005万円となっております。

以上であります。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 本款につきましては、2名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、創和会。

◎7番（石山 敬委員） 私からは、概要の55ページ、5款1項1目、多様な人材活躍応援事業についてお伺いします。

多様な人材活躍応援事業の意識啓発セミナーの内容について、詳しく説明をお願いいたします。

◎商工労政課長（野呂 智子） お答えいたします。

セミナーは、高齢者就労促進セミナーと障がい者雇用促進セミナーを国の関係機関や県と連携して各1回開催しております。

セミナーの内容といたしましては、両セミナーとも実際に高齢者や障がい者を雇用している企業の方に講師になっていただき、雇用するに当たっての必要な知識や、事業主として工夫していることや課題などを話していただき、現場でのリアルな状況を聞く機会を創出いたしました。このほ

か、雇用に当たっての各種支援制度や助成金についても説明いたしました。

これらのセミナーを開催することにより、雇用に対する意識啓発につなげることができたと考えております。

◎7番（石山 敬委員） この概要を見ると、事業者を対象としたとありますが、どの範囲まで募集しているのかお伺いします。

◎商工労政課長（野呂 智子） お答えします。

令和元年度につきましては、業種に関係なく、企業や事業者などの事業主の方や人事・労務担当者の方を対象にセミナーを行いました。

周知の方法につきましては、市のホームページや広報ひろさきで周知をしたほか、弘前商工会議所が発行する「かいぎしょ TODAY」に開催チラシの折り込みをして、周知を行いました。

このほか、障がい者雇用促進セミナーの場合におきましては、つがる地区障害者就労支援連絡会「さくらジョブネット」の企業会員の方にも案内をいたしました。このほか、さくらジョブネットが過去に開催しました同様の講演会に参加した団体に対しても案内を送付しております。

また、高齢者就労促進セミナーにつきましては、障がい者雇用促進セミナーに参加した企業に御案内したほか、青森県がこのセミナーを委託した委託先であります企業が過去に同様のセミナーを開催した際に参加した企業に案内をいたしました。

◎7番（石山 敬委員） 実は、私、2月4日に行われた障がい者雇用促進セミナーに参加させていただきました。

課長おっしゃったように、実際の障がい者を雇用している事業主が実体験を基に、こういうふうやっていけばいいよという、非常にいい内容のセミナーであったと思います。

ただ一方で、参加者の顔ぶれを見ますと、周知

が徹底しているようには、先ほど聞こえたのですが、参加団体が少なかったように、ちょっと個人的にはそう思いました。いいセミナーだと思います。これから人材不足も加速して、ますます高齢者や障がい者などのこういう福祉との連携というのは非常に大事だと思いますので、今まで十分様々な周知はやっていると思うのですが、1団体でも多くセミナーに参加するように何とかまた、これまで以上の周知をお願いいたします。

◎10番（野村 太郎委員） 私からは、予算書の99ページ、概要の56ページの5款1項1目、地元就職マッチング支援事業に関してです。

今回の予算を見ると、労働費が全体的に減額という形になっていますけれども、その中でもマッチング支援事業に関しては、私は大変重要な施策だと思うのですが、特に、東京圏UJIターン就職支援事業費補助金に関しては半分以下ということになっておりまして、全体的にマッチング支援事業の予算が、令和2年度においてここまで減額されているということの要因というか、背景について質疑いたします。

◎商工労政課長（野呂 智子） お答えいたします。

まず、一つ目の県外人材採用活動支援事業費補助金につきましては、令和元年度からスタートしたものでして、この事業は慢性的に全業界において人手不足が叫ばれている中、企業のほうでは採用意識が高まる一方で、東京などで開催される合同説明会の出展料や職員の旅費など捻出が厳しいという声も聞かれておりましたことから、そういう合同説明会などに参加する際の出展料や交通費について助成をしようということで計上したものでございましたが、周知の不足などがあったことから、令和元年度については利用がございませんでしたけれども、必要性といたしますか、できれば活用をしたいという企業の声がありますことか

ら、今回につきましては予算を縮小した上で再度、令和2年度、周知を図りながら実施したいと考えているものです。

また、インターンシップ実施推進事業につきましては、主に首都圏の大学を訪問してインターンシップのニーズですとか、そういう状況を実際に職員が出向いて聞いていくということと、インターンシップを推進するためのセミナーを開催するという予算でございます。

セミナーの開催予算については、今年度と同様に計上しているのですが、首都圏のほうの大学の訪問の機会を今年度も十分聞いたことから、来年度はちょっと回数を見直ししたいということで若干予算を縮小してございます。

最後に、東京圏U J Iターン就職支援事業費補助金につきましてですが、これにつきましては、国が実施する地方創生移住支援事業を活用して行うもので、国では東京圏への一極集中の是正と地方の担い手不足の対策を目的として創設したもので、当市におきましても人手不足は深刻でございますので、この事業を活用して弘前に戻ってくる人に対して支援をしたいと思って始めたものでございます。

事業概要としては、令和元年度につきましては、東京都23区に5年以上在住または通勤している方が県の就職マッチングサイトであります「A o m o r i - J o b」というところに求人募集をしている企業のところに就職した方に対して就職助成金を出すという制度でございました。

これにつきましては、国全体で、令和元年度は約4,000件を目標に進めてまいりましたが、実際、昨年10月末現在で国全体でも43件しか利用がなく、なかなか制度の目的が達成できない状況にございまして、青森県内におきましても、今年の1月末現在で弘前市の1件を含み6市町村で7件の利用があったということで、全体的に活用が

低調な事業でございます。

これを受けまして、国では、連続して5年以上23区内に住んでいる、または就職しているという条件を緩和しまして、通算で5年以上住んだ、または就職した方に対して、昨年12月に緩和するという方針を出しましたので、令和2年度から弘前市においてもこの条件を準用して、今年度は低調な実施でしたけれども、来年度もさらにこの事業を実施したいと考えております。

この事業は、移住する方にとって引っ越しの費用ですとか、移住して実際に住むとなったときに対しての助成ですので、速やかに弘前での生活をスタートする際には助けになるものと考えておりますので、予算規模は縮小しますが、来年度も事業を実施したいと考えております。

◎10番(野村 太郎委員) 状況が分かりました。なかなか思うように、目標に追いついてきていないという状況が全体的にあるようでございます。それは本当に残念なところなのでありますけれども、私もこの地元就職マッチングというか、全体的に弘前に就職してもらおうということに対する施策に関しては、もうそろそろ見直しの時期に来ているかなというふうには思っています。

そういう点でいうと、新卒者が弘前から出ないようなという形の施策よりは、やはりU J Iターンのほうを重視すべきだというふうに私個人は思っております。

そういう点でいうと、U J Iターンの令和元年度の実績というのは残念なのですが、令和2年度もこの予算を盛ってやるというのですが、令和2年度として、利用促進のための弘前市としてのもくろみというか、こうやっていこうというところをもう少し掘り下げてというか、詳しく教えていただきたいと。

◎商工労政課長(野呂 智子) この補助金を実際使うに当たっては、先ほど申し上げたとおり条

件がありまして、5年の期間につきましては緩和されたものですが、青森県の就職マッチングサイトに登録している、求人を出している企業が前提となっておりますので、こちらのほうに市内の企業からも多く求人登録をした上で、移住者の方たちにそのサイトからぜひ自分に合った企業とかを探せる選択肢が増えるように、企業の登録を多く進めてまいりたいと思っております。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、滄洸会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎3番（坂本 崇委員） 私からは、5款1項1目、概要の56ページ、下から2段目の新規事業です。地域産業魅力体験授業支援事業について質疑したいと思います。

まず、この事業の目的と事業内容についてお聞

かせください。

◎商工労政課長（野呂 智子） お答えいたします。

この事業は、地域と学校が連携し、協力しながら地元の産業など地域の魅力に愛着や関心を持つ小中学生、高校生などの増加につながる取組を推進することにより、若年者の地元就職、地元定着を図ることを目的として取り組むものです。

具体的には、小中学生などが地域の産業への理解を深め、職業観を身につけるために行う建設業、農業、介護、保育、福祉、観光事業など、地域の産業をテーマとした体験授業を実施する場合に、組合団体等を対象にその経費の一部を補助しようというものでございます。

◎3番（坂本 崇委員） ありがとうございます。

今、この趣旨に協力いただける組合とか団体を対象に経費の一部を補助するということでしたが、補助金の内容についてと、あと、協力いただける組合ですとか団体というのは、もう既に何か想定している団体とかはあるのでしょうか。

◎商工労政課長（野呂 智子） まず、補助金の内容についてですが、体験授業に参加してくださる、実施してくださる組合や団体などを対象に、その事業にかかる消耗品や印刷製本費、通信運搬費、賃借料、材料費など、体験授業を実施するために必要な経費を補助対象経費として考えております。補助率は3分の2で、上限は10万円と、補助件数は10件程度を考えております。

また、この事業は、来年度の新規事業なのですが、新規事業を計画するに当たり、何団体かのほうにこういう事業を考えているのだけれども、できそうか、できないかとかということについて確認しております。

例えば、建設業であれば、市内にある建物や道路、河川、電気、水道の歴史や技術を冊子で学

び、その後、実際に重機などの乗車体験や簡単な技術体験、技術見学を行うようなことはできるといふ回答を得ておりますから、建設業に限らず、いろいろな団体に対して小中学生が実体験できる授業について、こちらのほうから、この事業の周知も含めて実施してまいりたいと考えております。

◎3番(坂本 崇委員) ありがとうございます。

団体とか組合ということなのですが、団体というのはどういう範囲、例えば法人でないといけないのか、あるいは法人格を持っていないともいろいろと体験とかができる団体もあるかと思うのですが、その辺の範囲というのはどうなっていますでしょうか。

◎商工労政課長(野呂 智子) 来年度は初年度ということもあり、一企業みたいな企業単位ではなくて、団体に対して団体の事業内容を子供たちに理解してもらうということで、法人格の有無に限らず各種団体を想定しております。一企業みたいな、個別のものではないところを想定しております。

◎副委員長(尾崎 寿一委員) ほかに、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 質疑なしと認め、これをもって、5款労働費に対する質疑を終結いたします。

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 次に、6款農林水産業費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎農林部長(本宮 裕貴) それでは、6款農林水産業費の予算につきまして御説明申し上げます。

101ページをお開き願います。

1項農業費1目農業委員会費は、1億6629万

4000円となっております。

主なものを申し上げます。

12節委託料は586万6000円で、農地台帳システム設備更新等業務委託料などを、また18節負担金、補助及び交付金は283万1000円で、青森県農業会議負担金などを計上したものであります。

101ページから102ページにかけての2目農業総務費の2億6651万2000円は、職員の人件費を計上したものであります。

102ページから106ページにかけての3目農業振興費は、5億2849万7000円となっております。

主なものを申し上げます。

12節委託料は5283万4000円で、りんご公園などの指定管理料や農政課、りんご課所管施設の管理等業務委託料、りんご農家育成のための研修事業に係る業務委託料などを計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は4億1907万7000円で、農業次世代人材投資資金、中山間地域等直接支払制度交付金のほか、新たな事業として農業新規参入者等を確保・育成する農業里親新規参入支援事業など、農業振興のための各種補助金、交付金などを計上したものであります。

106ページの4目農業者年金受託事業費142万1000円は、農業者年金受託業務に係る人件費などに要する経費を計上したものであります。

同じく106ページの5目米生産調整推進対策費は、1296万8000円となっております。

主なものを申し上げます。

18節負担金、補助及び交付金は947万1000円で、需要に応じた米の生産や水田の有効活用を図っていくための予算といたしまして、転作田利用集積支援事業費補助金、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金などを計上したものであります。

107ページから109ページにかけての6目農地費は、4億9586万円となっております。

主なものを申し上げます。

12節委託料は3323万3000円で、農村整備課所管施設の管理等業務委託料や浸水想定区域図作成業務委託料のほか、農道等の維持管理に係る経費などを計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は3億2062万5000円で、多面的機能支払交付金、農道整備事業費等補助金のほか、農業水利施設整備のための県営事業への負担金などを計上したものであります。

109ページから110ページにかけての7目地籍調査費は、2355万9000円となっております。

主なものを申し上げます。

2節給料1271万9000円及び3節職員手当等549万6000円並びに4節共済費374万8000円は、国土調査法に基づく地籍調査事業に当たる職員の人件費を計上したものであります。

同じく110ページの2項林業費1目林業総務費の3246万4000円は、林業費に係る職員の人件費を計上したものであります。

110ページから112ページにかけての2目林業振興費は、1億1861万5000円となっております。

主なものを申し上げます。

12節委託料は4784万7000円で、林道施設等点検・個別管理計画策定業務委託料や森林所有者意向調査分析業務委託料などを計上したものであります。14節工事請負費は4970万円で、林道湯口線改良工事や林道整備工事などに要する経費を計上したものであります。

112ページをお開きください。24節積立金は1700万1000円で、新たに森林経営管理基金積立金を計上したものであります。

同じ112ページの3目造林費は、2036万7000円となっております。

主なものを申し上げます。

12節委託料は1408万8000円で、市有林や防風林の維持管理及び造林に係る業務委託料を計上した

ものであります。

以上であります。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 本款につきましては、6名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、木揚公明。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 私は、概要の58ページ、一番下のほうです。農作業省力化・効率化対策事業は、前年と同じく2360万円の予算配分でありますけれども、何点かお伺いしたいと思います。

まず、これは平成30年度、令和元年度、2年度にわたってやっている事業かと思えますけれども、先に平成30年度は何件、平成31年度は何件かをお聞きしたいと思います。

◎農政課長（齊藤 隆之） 当該事業の過去の実績ということで、平成30年度、令和元年度ということがございますが、まず平成30年度でございますけれども、こちらの事業は2種類の事業でございます。機械導入事業と集出荷環境整備事業で、このうち機械導入事業のほうが応募の件数としては100件ございました。応募額としては3521万2000円というところでございます。これが実際の交付実績ということになれば、61件が交付件数ということで、同事業実績としては2144万7000円ということになってございます。

もう一つの集出荷環境整備事業でございますけれども、こちらの応募については13件の209万3000円ということでございまして、実績も13件の209万3000円となっております。

平成31年というか令和元年、今年度でございますけれども、機械導入の応募につきましては145件、4965万2000円というのが応募の状況でございます。実績のほうですが、まだ年度が終了していませんので見込みということになりますけれども、61件の2000万円というふうなことを見込んで

ございます。

集出荷環境整備の支援のほうにつきましては、39件で765万6000円の応募ということでございまして、こちらのほうの実績見込みといたしましては、18件の360万円というところを見込んでいるところでございます。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） ありがとうございます。

この事業は、私は非常にいい事業というふうに思っております。それで、令和2年度からはポイント制にしたわけですが、その理由について説明してください。

◎農政課長（齊藤 隆之） ポイント制にした理由ということでございますが、本事業につきましては、平成30年から実施しているところでございますけれども、先ほどの説明のとおりで、予算額を超える多くの応募が寄せられているところでございました。そのために、こちらの採択方法につきまして、一番公平だということで抽せん方式を選んで採択を決めているところでございましたが、その結果として、新規就農者をはじめ、真に機械等の導入が必要となっている方に支援が行き届いていないといった課題が生じていると認識しているところでございます。

こういうことから、単費である市の限りある財源を効果的に活用したいという観点から、令和2年度の事業におきましては、将来の担い手となる新規就農者、また農業経営の安定化や、さらなる規模拡大を図ろうとする意欲ある農業経営に取り組んでいる、市のこれからの農業を支えてくれる農業者の方を優先的に採択したいということで、ポイント制度というところを取り入れたところでございます。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 分かりました。

次に、3月2日で令和2年度分の公募を締め切っておりますけれども、現在何件くらいの応募

があったのか、お知らせください。

◎農政課長（齊藤 隆之） 現在の応募の状況でございますけれども、機械導入事業につきましては71件、集出荷環境整備事業につきましては17件の応募ということでございます。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 分かりました。

私のところにもポイント導入について何人かの農家の方から話がありまして、ポイントの配分表を見ても、非常にハードルが高いという声もあります。そして、それと同時に、認定農業者、13項目ぐらいあるのですけれども、若くてこれからやろうとか、既にやっている方はいいのですけれども、俗に言う高齢者、年いった人が認定農業者だとか、家族での契約だとか、もろもろ、果樹共済加入者だとか、青色申告者だとかなんとか、こったんだば、面倒くさくてやれねえじゃという声も届いております。

そういう中でのポイント制導入ということなので、今説明されまして、分からないわけでもないのですけれども、ひとつ柔軟な対応をしていただきたいというふうに思います。

それから、これを見ると、対象外とありますね。農業機械導入支援事業のところですか。スピードプレーヤーとか、除排雪機だとか、自動車、パソコンとかは駄目だよとありますけれども、その対象になるのはこれ以外、例えばどういうものがあるか教えてください。

◎農政課長（齊藤 隆之） 対象となる機械ということですが、一言で言うと農業経営に必要な機械ということになりますけれども、具体的なものとしては、現在の要望状況からお答えしますと、乗用草刈り機であるとか、フォークリフト、あとは高所作業機、運搬車、そういったものが応募として結構多く上がっているというところで、そういった機械は利用できるというようなところでございます。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） もう一つです。

平成30年、それから平成31年に導入していますが、本当に機械を買ったのかどうか。それから、集出荷環境整備事業、畑とか田んぼにたたきを打つというか、コンクリをやって、フォークリフトだとか軽トラ、トラックが使えるような、そういう環境整備かと思えますけれども、まずこの2点、支援したのはいいのだけれども、本当に買って使っているのかどうか。それから、たたきというか、ちゃんと整備しているのかどうか、確認しているのかもお聞きします。

◎農政課長（齊藤 隆之） 市のほうでこの事業がしっかりと行われているかというのを確認しているかということでございますが、機械導入事業につきましては、全ての申請のあった件数、交付決定したものにつきまして、市のほうに実績報告というふうなものを出していただいております。そのときに、機械購入に関わる領収書等の添付もつけていただいておりますし、また現場に行き行って提出された書類と、それから導入された機械の機械番号とかも全てチェックをして、写真として記録して残しているところでございます。

また、もう1か所、たたきの事業のほうでございまして、こちらのほうは、事業実施前に必ず現場のほうを確認してございます。事業施工後につきましては、同じく実績報告、それから各種の資料等を出していただいて、現場のほうも確認した上で、実績のほうは確認しているところでございます。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 最後、要望になりますけれども、このパンフレットを見ても、令和2年度、来年度の公募が本年2月3日から3月3日となっております。私は、非常にいいかと思えます。むしろ、もう少し早く、12月、りんご農家の方に限らずですけれども、12月というのはほとんど農作業も終わっているかと思えます。早ければ早いほどいいのではないかと。書類を作るにしても、いろいろな、例えばこれを見ると、共同で機械とかも何人かで組んでやることもできるという話を、ストーブリーグではないのですけれども、冬場に、雪のあるときに何人かで集まって話をするとか、そういうことができるかと思えます。

もちろん、3月議会でこの議案が通るのを前提としての話です。多分ここにいる委員諸侯の皆さんは100%賛成するものと私は思って今発言しております。

何か、どこかから、もっと予算、よげにへればいいんでねなというのも聞こえていますけれども、次年度はこの予算でやれるかと思えます。どうしてもまた、市民の声が大きくてちょっと増やしたいということがあれば、私は補正を組んでもいいのかなというふうな思いであります。

ぜひ、まずは今言いました予算の議決を前提として、もうちょっと早く、2月3日ではなく、12月の中頃からでも、いろいろ問題点はあるかと思えますけれども、ひとつ……その件に関しては後ほど。そういうことを要望して、このことについては終わりたいと思えます。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、創和会。

◎8番（木村 隆洋委員） 6款1項3目18節の予算書103ページから106ページにかけて、農業振興費の補助金、交付金等、非常に多岐にわたって記載されております。

この中において、補助金、交付金に関して、野菜生産者向けのものというのはどういったものがあるのか、その内容についてもお伺いいたします。

◎農政課長（齊藤 隆之） 今回の予算書の中の、農業振興費の中の野菜生産農家に特化したものというふうなことで、内容を聞きたいということで理解しておりますが、その内容ですけれども、農

業振興費のうち、特化したものということで、件数としては4件ございます。

具体的に1件目としては、野菜・花卉の高品質化とか安定生産により生産振興を図る、パイプハウス等の整備に要する経費に対する補助として、野菜・花き産地育成事業費補助金、こちらのほうが84万円でございます。

二つ目でございますが、ミニトマトの生産振興を図って産地形成を推進することを目的にパイプハウスの整備に要する経費の一部を補助するミニトマト生産振興事業費補助金、こちらのほうが150万6000円でございます。

三つ目として、新たに園芸作物に取り組もうとする農業者に実践的な栽培技術等の指導を行う団体に対しまして、研修事業の実施に必要なパイプハウスの設置に要する経費に対する補助ということで、研修向け農業用ハウス整備支援事業費補助金、こちらのほうが212万7000円ということになってございます。

四つ目でございますが、国産農産物の導入強化を図る企業と契約栽培をしている農家等を支援するために、栽培に要する経費の一部を補助する新規契約栽培支援事業費補助金、こちらのほうは24万円、以上の4件となっております。

◎8番(木村 隆洋委員) 今、課長の答弁で、野菜農家向けに特化したのが、まず4件の補助金があるというお話を伺いました。

この103ページから106ページにかけては、非常に多岐にわたっていると。予算総額で言えば、約4億円。負担金もあるので、ちょっと正確にはあれかも分かりませんが、その中で4件というのは、非常に少ないのかなと。

確かに、平成29年で見れば、当市における農業産出額は約410億円で、その8割以上がりんご生産という形で、340億円余りで、野菜に関しては23億円余りということで、パーセンテージで言え

ば5%程度という形で非常に低いのかも分かりませんが、こういう補助金、交付金関係もそれ以上にも低いのかなという感じも見受けられます。

その点に関して、どういう見解をお持ちかお尋ねいたします。

◎農政課長(齊藤 隆之) 確かに、特化した取組、野菜農家しか使えない取組ということで先ほど御説明したところでございますけれども、農業振興費につきましては、様々な事業がこの中で計上されておりまして、先ほどの農作業省力化・効率化対策事業のほうは2360万円であるとか、農業次世代人材投資事業のほうは1億3678万7000円、あとは国から農業者へ直接交付する事業であるために、市の予算書の中には出てきておりませんが、水田活用の直接支払交付金のほうは、現在要望としてというか、国のほうから通知を受けている金額としては約9000万円ほどの金額がございまして、こういった特化ということではなくて、野菜農家もりんご農家も品目横断的に使える支援策のほうは、この農業振興費の中で様々な用意してございますので、特化という部分ではなくて、品目横断的な様々な支援があって、支援をしていると考えているところでございます。

なお、当市の農業は、先ほどの木村委員のお話のとおりで、農業産出額の8割がりんごというふうなことになってございまして、りんごを中心とした果実の中でも、りんご単作の農業者が多いというふうな現状でございます。

このために、りんごが万一自然災害等で被害を受けた場合には、当市の農業とか、または地域経済にも大きな打撃を与えるということも事実でございまして、そのために、りんごの生産量の維持とか確保に取り組みつつも、りんご以外の収益性が高く、農作業のピーク時期とか収穫が重ならない農産物を導入するということによって、自然災害のリスクの分散を図る観点から、複合経営によ

る農業経営の安定化を図る必要があると考えているところがございます。

そこで、市の総合計画では、りんご以外の農産物の生産力、販売力の強化を施策の一つに掲げてございまして、りんごとの複合経営作物として、米であるとか、ミニトマト、ピーマン、ニンニクなどの生産振興を図ることとしてございます。

今後、生産者とか関係機関の御意見を伺いながら、必要な施策に取り組んでまいりたいと思っております。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 答弁は簡潔にお願いいたします。

◎8番（木村 隆洋委員） 課長のほうから、りんご農家の自然災害のリスク軽減のためのお話というのもありました。

実は、先般の2月8日、9日、非常に大雪、全国で24時間降雪量でしたか、酸ヶ湯よりも多くて、全国一降雪量があった。あのときに、実はビニールハウスが倒壊したところが何棟かあるようにも伺っております。課長へ相談にも行かせていただいたのですが、壊れてしまったのだけれども補助できる、応援できるものがなかなかないというお話も伺いました。

そういった部分も含めて、どういった見解をお持ちなのか、最後お伺いいたします。

◎農政課長（齊藤 隆之） 2月9日の大雪で、市内では10棟のビニールハウスの倒壊というのを確認してございます。実はこの倒壊被害ですけれども、極めて限定的な被害ということでございまして、現時点では特別に災害復旧支援策を講じるという予定はございません。

ただ、こちらのほうの農業用ハウスの設置についても、支援対策というふうなものがございまして、産地パワーアップ事業といった事業であるとか、強い農業・担い手づくり総合支援交付金など既存の補助事業、あとは制度資金、そういったもの

もございますので、こちらのほうについて御相談いただければ、個別に対応してまいりたいと考えてございます。

◎10番（野村 太郎委員） 私からは、予算書104ページ、6款1項3目の、概要では61ページになりますけれども、有害鳥獣対策事業について質疑させていただきます。

これは、次の総合緊急対策事業も絡むとは思いますが、令和2年度は全体的に25%ぐらいの予算の増額ということで、この手の予算というのは増えないほうがいいわけなのですけれども、令和2年度の質疑をするに当たりまして、まず有害鳥獣の現状というのがどのようになっているのかというところを概括的に質疑いたします。

◎農政課長（齊藤 隆之） 有害鳥獣の現状ということでございますけれども、昨今は、有害鳥獣の被害につきましては、ある程度、昨年度までは落ち着いてきている状況ではあったのですが、今年度、12月頃までの状況を見ますと、過去のこれまでも中でも一番と言っているぐらいの被害額というのが、熊をはじめ、猿、それからカラスといったものの農作物の被害というのはこちらのほうに報告を受けていて、確認しているという状況でございます。状況としては、そういうような状況でございます。

◎10番（野村 太郎委員） ありがとうございます。

原因というか、そこまでの被害になっているという原因というのは、分析とかはされているのでしょうか。そこをお願いします。

◎農政課長（齊藤 隆之） 今のところ、原因として言われているものとしては、鳥獣の生息地である山のブナとか食料となるものが凶作だということで、そういったものによって、食料を求めて人里近くに下りてきていて、それが被害の拡大につながっていると聞いてございます。

◎10番（野村 太郎委員） 分かりました。

ということを押まえて、令和2年度の取組について説明願います。

◎農政課長（齊藤 隆之） 今言ったような状況から、令和2年度につきましても継続的に、また充実した形で取り組んでいこうということでございまして、予算のほうを増額要求しております。

増額になった理由でございまして、弘前市鳥獣被害防止対策協議会というのがございまして、こちらのほうは弘前市がつくっている鳥獣被害防止計画に基づいて、国の交付金を活用して様々な被害防止対策に取り組んでいるところでございまして、この取組の中で、猿につきまして、これまで4年間にわたって、猿に発信器をつけて猿の群れの行動域調査というのを実施してございました。

この調査を踏まえまして、来年度、新たにICTを活用した大型おりによる猿の捕獲事業を実施するというふうなところが増額の大きな理由の一つでございまして。

この取組なのでございますけれども、具体的には大きなおりを設置して猿を餌づけすると。猿の群れが、おりの中で慣れてきたところで監視システムでわなを作動させて、群れごと捕獲するというものでございまして、これまで1頭ずつ捕獲してございましたけれども、被害の防止効果としては、群れごとの捕獲のほうが非常に大きいものでございまして。

そのほかに、アライグマにつきましても、農作物被害とか住宅への侵入被害というのが増加傾向にあるというところでございまして、こちらのほうは、捕獲のための箱わなの設置であるとか、回収業務に関わる業務委託料を増やしているというふうなところで、増額ということになってございまして。

◎10番（野村 太郎委員） ありがとうございます

ます。

なかなか野心的な試みということで、群れごとというところで、まず猿に関してはそうなのでございますけれども、猿の捕獲方法というか群れの捕獲方法というのは、弘前としては2年度からだということですが、過去にどういった実績があるのかお知らせいただければ、お願いします。

◎農政課長（齊藤 隆之） ニホンザルの捕獲方法についてというふうなことでございまして、基本的には箱わなを使ったというか、ハンターが猿が出そうなところにわなを設置するというふうな捕獲方法と、あとは、ハンターが銃を使った捕獲というふうな、主にその二つの方法でこれまで取り組んでいるところでございまして。

◎10番（野村 太郎委員） すみません。ちょっと聞き方が悪かったです。令和2年度から導入する捕獲方法というのは、これまでほかの場所とかでの実績があるのかということをお聞きしたのです。

◎農政課長（齊藤 隆之） 現在のところ、この事業につきましては、国のほうに申請中で、採択になるか・ならないかは、またちょっと別な話になるのですが、今のところ、大型おりを使った実績があるところとしては、深浦と鱒ヶ沢の2か所です。あと、今年度導入予定というふうな段階で聞いているのが、下北のほうにも1か所あるというふうな伺ってございまして。

◎10番（野村 太郎委員） 分かりました。

猿のほうはなるほどということで、結構、近隣でやっているということが分かりました。

次に、アライグマ、ラスカルのほう、これまでも箱わな等でやってきたと思うのですが、箱わなをされる担い手の数というのが令和2年度としての捕獲目標というものに追いついているのかどうか、その点、担い手の現状について、最後1点だけ質疑させていただきたいと思

ます。

◎農政課長（齊藤 隆之） アライグマの捕獲のための担い手、確保する方の状況ということでございますけれども、実は、こちらのほうはハンターが主な担い手というところではなくて、ハンターももちろんなのですけれども、市民の方にもそちらのほうと一緒に取り組んでほしいということで、市のほうで毎年、アライグマの被害防止対策のための講習会というのを一般市民向けに開いてございまして、その講習を受けた方が箱わなを使って捕獲できるという取組を実施してございます。

これまでのところ、その対策で講習を受けた人なのですけれども、今年1月に実施したものを含めまして445名の方が受講されておりまして、対応しているという状況でございます。

◎6番（蛭名 正樹委員） 私からは、6款1項3目、概要の63ページ、りんご園等改植事業負担金2200万円についてお伺いいたします。

この事業の来年度の事業の見込み、それと事業費ベースでは幾らぐらいになるのか。それと、これまでの、令和元年度、平成30年度、平成29年度と、3年ぐらいの過去の予算の執行状況。それと、これまでの事業実績等について、まずお伺いいたします。

◎りんご課長（吉田 秀樹） お答えいたします。

りんご等の改植や新植を実施する場合、古木の伐採・伐根、園地の土質改良、苗木の購入でありますとか、植栽など、各種経費が生じるというところで、新植、改植後数年は未収益期間が発生いたします。これらの農家負担の一部軽減を目的としまして、これまで市単独事業でりんご園等改植事業を実施してまいりました。

この補助金によりまして、どのくらいの新植、改植経費の負担の軽減になっているか、この辺も

踏まえまして説明させていただきますと、平成30年度実績ベースで分析しましたところ、まず、本事業の新植が34件ございまして、これらの総事業費、生産者の方のかかった経費の合計が約1327万円となっております。これに対します補助金額は実績ベースで約798万円となっております、割合にしまして約60%となっております。

また、改植につきましては27件ございまして、これも総事業費、合計で約511万円となっております。これらに対します補助金の実績ベースで360万円と、約70%の割合となっております。

なお、新植、改植の補助金以外にも未収益期間の支援といたしまして、全体で約975万円交付しているところでございまして、来年度も同様の見込みとしております。

次に、過去3年の事業の執行率でございます。

平成28年度から平成30年度までということで、3年間でございまして、まず、平成28年度は、予算額2800万円に対しまして決算額が2329万7639円で、執行率は83.2%。また、平成29年度は、予算額2200万円に対しまして決算額が1820万5190円で、執行率は82.8%。平成30年度は、予算額2200万円に対しまして決算額が2138万2405円で、執行率が97.2%となっております。活用実績が高い事業となっております。

そして、これらをやってきた中でのわい化率で御紹介いたしますが、青森県りんご果樹課の調査によりますと、こちら過去3年間の実績ベースですけれども、まず平成28年度は、栽培面積が8,616ヘクタール、わい化栽培面積が1,628ヘクタールで、わい化率が18.9%。平成29年度は、栽培面積が8,579ヘクタール、わい化栽培面積が1,639ヘクタールで、わい化率が19.1%。平成30年度は、栽培面積が8,555ヘクタールに対しまして、わい化栽培面積が1,637ヘクタールで、わい化率が19.1%となっております。近年は横ば

い状態となっております。

◎6番(蛭名 正樹委員) 執行率もかなり高くなってきていると。それで、いろいろと新植、わい化だけでなくマルバとか、いろいろなことに対応できるように制度を少しずつ改変しながらやってきたというふうなことで、農家にとっては非常にいい事業であると思っております。

市の単独事業のほかに、国の事業もあると思うのですけれども、国の事業の実態についてはどういうふうに把握していますか。

◎りんご課長(吉田 秀樹) 国の改植の状況ということでございますが、国の果樹経営支援対策事業につきましては、市内の3農協がおのおの果樹産地協議会を組織しまして、改植、新植等に関わる事業を行っているところでございます。

これら3協議会の平成30年度の事業の実績を各農協に問合せいたしましたところ、合計で事業面積が約34ヘクタール、うち新植面積が約4ヘクタールで、割合としまして約12%。そして改植面積が約30ヘクタールで、約88%となっております。改植の割合が多くなってございます。

◎6番(蛭名 正樹委員) 国は、5年に一度、国内果樹の振興方針を施策として発表しております。平成13年度から、ミカンやりんごを中心に供給過剰だとして需給安定対策を行い、国が定めた適正生産量を超えないように生産量を抑える施策を続けてきましたけれども、令和2年の振興基本方針を生産増強に転換し、産地の生産力を増強し、需給に応じた生産量を確保するための労働生産性の向上を図る見通しでの改植事業、あるいは新植等を含めて、国の補助制度が大きく変わることによってございます。

このような中、りんご協会では、県内のりんご生産量50万トンを目指し、そして個々の経営での1割の増産運動を進めていくことにしております。

こういうふうな中で、りんご一大産地、日本一のりんごの産地弘前としてはどのように進めていくつもりなのかをお伺いいたします。

◎りんご課長(吉田 秀樹) りんご園等改植事業につきましては、新植によりまして新しいりんご園地を増やすこと、また改植によりまして樹冠・裂果が整えられた園地づくり、また園地の若返りを支援してございます。

そうした中、国では、果樹産地の生産体制を強化するために、優良品目・品種への新植・改植、優良苗木・花粉の安定確保、放任園地の発生防止、加工原料用果実の安定供給等の取組を支援することとしており、特に、労働生産性を向上させるため、省力樹形の導入への支援を強化することとしております。

市といたしましては、国の動向を注視しながら、県や公益財団法人青森県りんご協会、そして各農業協同組合など、関係機関と連携しまして、りんごの一大産地弘前として高効率化、高品質化に資する新たな手法の創出、また、新たな取組を実践する人材の拡大など、高品質りんごの生産に努めながら、生産量の維持、増加を目指していきたいと考えております。

◎6番(蛭名 正樹委員) 今後、本事業とりんご産業イノベーション、これからの次世代を担うような技術であるとか、IT、IoT等々を使った生産性の研究もしているわけですので、そういうふうなことを絡めて、しっかりと労働生産性が上がるような取組を進めていってほしいと思います。

次に、6款2項2目の概要70ページ、森林経営管理事業についてお伺いします。

この事業の具体的な事業内容について、少しお知らせください。

◎農村整備課長(八嶋 範行) 森林経営管理事業についてお答えします。

森林経営管理事業なのですが、これは、昨年、国で森林経営管理法が定められました。その中で、森林所有者の経営管理を確実にやらなければならないというような責務が明確化されたものがあります。

今回、市内の森林の経営管理が円滑に行われるように所有者の意向を踏まえ、林業経営者への橋渡しや森林整備のための林道整備などを行うものであります。

令和2年度の予算の内容について御説明します。

主なものものとして、木材加工業務委託料50万円を計上しておりますが、内容的には、森林に関する普及啓発活動に関して行うもので、弘前産間伐材を活用した木工製品の試作を行うこととしております。

次に、森林所有者意向調査分析業務委託料870万円について、今年度行った森林経営管理の意向調査の回答結果を地図に落とし込み、森林経営に適する森林なのか、適さない森林なのかを分析して、今後の事業計画策定の基礎資料とするものです。

もう一つ、森林経営管理積立金が1700万1000円あります。これは、今後、市が管理する森林の間伐、林道の整備などの財源として基金に積立しているものでございます。

◎6番(蛭名 正樹委員) 森林所有者意向調査分析業務委託料とありますけれども、具体的にはまだあれでしょうけれども、どういうところに委託するつもりなのか、そのところをちょっとお知らせください。

◎農村整備課長(八嶋 範行) 森林所有者意向調査分析業務の委託先なのですが、今、うちのほうで林地台帳を作成して、意向調査のための基礎のものを市のGISの中に落とし込んで利用しております。その中のGISの利用のほうは、ナカ

ノアイシステムのほうでやっていますので、そちらのほうになる予定であります。

◎6番(蛭名 正樹委員) そういうふうな森林の所有者の意向調査をしっかりと分析して、これからの森林経営の基礎資料とするというふうなことで、これを少しじっくりと調査・分析した上で、いろいろな展開を将来的に図っていくというふうなことだと受け止めました。

どうしても地産材を活用する、森林の適正な、植林も含めて治山すること自体も大事ですが、伐期にきた地産材を活用するということでは、今後様々期待される場所ですので、例えば公共施設等の建て替え、あるいは建設等があった場合に、できるだけそういう地元の木材が活用されるように、関係部署、庁内の部署も含めていろいろと連携を取って、そういう横の連携を取ってお話ししながら事業を進めていただきたいと思います。

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 暫時、休憩をいたします。

[午後 2時49分 休憩]

[午後 3時20分 開議]

◎委員長(工藤 光志委員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎13番(蒔苗 博英委員) それでは、私のほうからは2点について質疑をさせていただきます。

まず、第1点目は、農業予算全般についてであります。新年度の概要を見ますと、一般会計農林予算が昨年度から5億7422万円の減という形で予算を執行しようとしております。この5億7422万円の減の主なる理由をお答えください。

◎農政課長(齊藤 隆之) 予算が減額となった主な理由ということでございますけれども、こちらのほうは、今年度実施してございます相馬村農業協同組合の選果機の導入に伴う国庫補助事業で

あります生産振興総合対策事業の6億276万円が減となったことによるものでございます。

なお、この事業を除いて新年度予算と今年度を比較いたしますと、新年度が約2800万円ほど増ということになってございます。

◎13番(蒔苗 博英委員) いわゆる一般会計の農林予算の割合からいくと、新年度は2.1%、前年度が2.9%と、私が市議会議員になってから、この2.1%というの一番低いです。弘前市は、いわゆるお城と桜とりんごのまちです。昔からそういう形でキャッチフレーズを持って、観光とか、あるいは経済にとっても、それにのっとった事業背景というのが私はあると思っております。

その中で、2.1%というの、私は非常に少ないのかなというふうに思います。今回の予算書、概要を見ましても、軒並み前年と同じ予算、あるいは減額されている事業が随分この中で目立つのですね。その減額した理由をお知らせ願います。

◎農政課長(齊藤 隆之) 予算の編成でございませけれども、農林部といたしましては、予算編成過程の中におきまして、既存の事業についていろいろな視点で検討してございます。

その事業が時代に即したものとなっているかどうか。事業の経費を圧縮、または拡大して事業の成果向上につなげられないか。事業目的を達しているもの、または効果が期待できないものとか、古くから実施しているものの活用の幅が広がっていないものについては、統合とか再編、あとは見直しや廃止など効率化が図れないか。あとは、県とか国などの財源を活用できるものはないか。こういった視点で、一つ一つの事業について内容を精査してございまして、その中で必要な事業を予算案として計上しているところでございます。

◎13番(蒔苗 博英委員) よく分かりました。確かに、そうですよね。確かに、事業をやっ

ていてもそういう事業効果のないものとか、古い、時代背景に合わないというものが確かに削られていくというのは、よく分かります。

もう令和時代に入りましたね。そして、平成時代はずっと農業に関しても様々なことがあった。もちろん、りんご台風をはじめ、あったわけですけども。近年では、2011年に東日本大震災がありました。昨日、ちょうど9年目ということでもありますけれども、いわゆる福島第一原発の事故がありまして、その風評被害が青森県にも来るのではないかということで、当時の弘前市は様々な事業を考えたとお聞きしております。

その中で、1億7000万円の予算を盛ってりんご復興費、いわゆる風評被害を払拭しなければならないということと、加えて、弘前のりんごの銘柄確立に、全国でキャラバンをやってきたというのが今でも続いております。

私が今言いたいのは、先ほど来、りんご課長が先ほどおっしゃった、国の動向を見ながらとか、そういうお話はあまり聞きたくありません。要するに、2011年の1億7000万円の事業というのは、市単独の事業でやっているとお聞きしております。

今、市単独で新たに令和時代になってどういう事業をやろうとして計画していたのですか。お願いします。

◎農政課長(齊藤 隆之) 予算編成は、各課でやっているところでございまして、農政課としては、今年度の新たな取組としては、新規人材の確保が、現在、高齢化が進んで農業従事者もどんどん高齢化していくと、また補助労働力の確保も大変難しくなっていると、また後継者不足であるといった状況に 대응するためにどうしたらいいかということで、新規人材の確保について注力しているということで、そのための新規事業ということで単費の事業を今年度設置しているところでござ

います。

また、同じような理由で、先ほどの省力化事業も、2か年ということで実施してきたところがございますけれども、これも現在を支えている農業者をまだまだ支えていかないと駄目だということで、継続という方向で同額を盛って進めていこうという視点で、予算のほうは要求させていただいているところでございます。

◎13番（蒔苗 博英委員） 先ほど蛭名委員のほうから50万トン、りんごの話ですけれども、県内で50万トン、今はもう40万トンすれすれなのです。50万トン取って競争力をつけていかなければならないという思いで改植事業のことも聞いたと思います。

弘前市の経済力、第1次産業の中では、やはりりんごとお米だと思うのです。その中で、りんごに対して、私が先ほど、なぜ強く言ったかというのは、令和になって何を考えているのですかという話の中には、腹の中には、黒星病が今年度なかった、気象的にも恵まれ、なかったのです。ところが、今年はどうなるか分からない。これはみんな、りんご生産者の方は口々に言っております。

今、もう消雪を迎えています。こんなに早い年はありません。そしてまた、消雪が終われば、芽吹きも早くなってくるし、もちろん農作業も早くから進んでいきます。その中で、まだまだ剪定なされていない方も結構いるのです。そうすると、農薬をかけなければならないポイントがあって、そのポイントのときをずらしてしまう人が多いのですよ、今年。そうすると、それに加えて気象条件、雨が多ければ、黒星病が蔓延しますよ。

私は黒星病に対しての新たな事業があるかと思って楽しみにこの予算書を開きました。ありません。やはり、弘前市は生産現場にもうちょっと

事業を傾けることも必要ではないかということをお話を呈しておきたいと思っております。

次に移ります。

先ほどの御答弁の中で、今回新たに市単独の事業でということで、6款1項3目の概要の60ページですけれども、ひろさき農業新規参入加速化事業を新年度やるのだということでもありますけれども、その事業の内容を詳しくお知らせ願います。

◎農政課長（齊藤 隆之） 事業概要ということでございますけれども、本事業は、新規参入者をはじめとする新規就農者とか補助労働員などの育成・確保といったことを目的に、こういった方たちが定着する仕組みであるとか、環境整備に向けて取り組もうとするものでございます。

大きく三つございますけれども、具体的に大きな事業としては二つございまして、一つが農業里親研修受入支援交付金、もう一つが新規参入者定着支援事業費補助金ということになってございます。

農業里親研修受入支援交付金でございますけれども、こちらのほうは新規参入希望者を受け入れて、実践的な技術指導や地域定着、こういった支援を行う里親の掛かり増し経費を支援するために、里親に対して研修受入支援交付金を交付するといったことになってございます。

交付先といたしましては、まだ具体的には決まっていないのですが、これからひろさき農業総合支援協議会、先日発足した協議会でございますけれども、こちらのほうが認定する農業里親研修の実施農業者とか、またはそういった研修を受け入れてくれる法人、そちらに対して交付をするということで、年度内において里親の実施研修をした場合に、月額として5万円ということで交付するというのを考えているものでございます。

また、このほかに里親が研修のために農地を賃

借したといった場合については、面積に応じてですけれども、5万円を上限に1反歩当たり1万円を加算して交付したいと考えてございます。

もう一つのほうの新規参入者定着支援事業費補助金でございますけれども、こちらのほうは、農業里親研修を受講するために新規参入者がアパート等を賃借する場合に、負担を軽減するために家賃の一部を補助するといったものでございます。

交付先といたしましては、農業里親研修の受講者ということにしてございまして、交付額としては家賃月額額の3分の2、または5万円のいずれか低い額ということにしてございまして、年度内において里親研修を受講する月数を乗じた額が交付されるということになってございます。

◎13番(蒔苗 博英委員) 事業総額1291万円ということでもありますけれども、一般質問で石岡議員がお聞きしていたのを私も聞いていたのですけれども、確かに、里親に研修に行って覚えてと、そしてまた地域に残ってりんご農家や田んぼの農家になっていただくという事業だと思っすね。

そこで、協議会は年4回を予定しているという形で前にお聞きしておりますけれども、協議会でここに書かれている組織、市、県、農協、りんご協会、共済組合とかが書いておりますけれども、この方々が会議をして、そして里親をどこにセッティングするか。そしてまた、新規参入者をどこに張りつけていくかということを経済で決めるのだと思っすね。だと思っすけれども、果たして新規参入者は、年齢は何歳までとか、それから市内の人なのか、あるいは市外でもいいのか、県外でもいいのかと、その辺も様々あります。そして、何名なのかということまで分かっていたらお知らせください。

◎農政課長(齊藤 隆之) まず、本事業の対象者の年齢が何歳までかということでございますけ

れども、この農業里親研修受講者の年齢要件としては、59歳以下というふうなところで今のところ検討しているところでございます。

この事業の対象になる人はどういった方かということでございますけれども、この事業は、二、三年間の長期に及ぶ農業里親研修を受講するために、弘前市内に移住するという方を対象にしてございまして、その移住を要する新規参入希望者を対象とするものということでございますので、市内で新規参入をしたいというふうな方については対象にはならないものでございます。ただ、市内の在住者が里親研修を受講したいというふうな場合には、その受講者になることは可能でございます。

対象者は何人かということもございますけれども、こちらのほうは10人を見込んでいるということでございます。

◎13番(蒔苗 博英委員) これから、この会議をやって、そして里親を決めて、そしてまた10人の新規参入者を探していくという、10人はなかなか難しいと思っすよ。

それで、めどがあってこの事業を立ち上げたのか。ですから、要するに、市のほうである程度動いて、3人だの4人だの、大体いるという形でやっていかないと、なかなか集めるというのは難しいと思っすのですけれども、その辺のめどとか、そういうのがあってのことなのか。

◎農政課長(齊藤 隆之) 新規参入を集めることはなかなか難しいのではないかとございまして、確かにそれは認識してございまして。ただ、今、こちらのほうの事業を実施するに当たっては、まずは里親、受入態勢がこれほどあって、こういうふうな経営をしたい、りんごをやりたい、水稻をやりたい、野菜・施設園芸をしたいという方にちゃんと指導してくれる方がこれほどいますよといった、そういった受入れの態勢

を整えて、それをまずアピールすることが重要かと考えてございます。

そういった里親となってくれる方について、関係機関がまず地域全体でそういう受入環境を整えなければいけないという共通認識の下に協力していただいて、里親をまずは登録していただくと。スケジュール的には、まずそこから始まるのが必要かなと思ってございます。

さらに、地域全体でやるといった中で、どういうふうにして今後を考えているのかというところにつきましては、新・農業人フェア、首都圏でやる就農イベントの出展、あとは弘前の東京事務所の活用のほか、市ホームページのポータルサイトを立ち上げてございますけれども、そちらのほうを充実させるというふうなことで、市のほうの農業里親研修制度であったり、里親研修を受講する新規参入希望者の家賃制度のほうをPRして、新規参入の希望者の獲得に努めてまいりたいと考えてございます。

具体的に何人かめどが立っているのかという部分については、今のところまだ具体的に想定されている方はいないというところでございます。

◎13番（蒔苗 博英委員） 分かりました。

これから、新年度になってからやっていくということなのですけれども、恐らく夏頃になってやっと里親が見つかって、里親が決定して、そして夏頃以降、あるいは冬頃になるかもしれない、新規参入の方が受講されてくるということになっても、予算的には10人分見ているのですから、途中から、本当は春からいれば一番いいのですけれども、まず無理だと思います。

ですから、できるだけ市のホームページとかも活用しながら、あるいはりんご公園等々にも県外からお見えになる方が多いので、そういうところとか、様々な場所、それから媒体を利用しながら、できるだけ早めにこの事業をスタートさせて

いただきたいと思います。

そしてまた、今、課長が、里親の下で二、三年研修させると。里親選びもしっかりしないと、よくないくせがつかますから、その辺のところも、会議の中では十分選考をきちっとして、やっていただければなと思っております。

非常にいい事業だと思っております。

◎7番（石山 敬委員） まずは、概要の59ページ、6款1項3目、農業次世代人材投資事業についてお伺いします。

この事業は、今年度も、そして次年度も、それぞれ予算が削減されているわけでございますが、まずは予算削減の理由、そして、この事業を受けたいといった方が窓口に来たときに、去年の春の時点では予算がないということで断られた方もいらっしゃるかと記憶しておりますが、今年もこういう予算がない状況で、また春来たときに、この事業を使いたい方が訪れたときに、また去年と同じ状況になるのか、あるいは申請の方法が変わったとか、そういう変更点などあればお知らせいただきたいと思います。

◎農政課長（齊藤 隆之） 予算が減額になっているというふうなことで、その理由等々、何か変更点があるのかというふうなところでございますけれども、予算の減額の理由といたしましては、交付対象者の見込数といったものが減少したことによるものでございます。具体的には、今年度と比べて交付期間を満了する者が増加した、卒業する方が多かったというふうなところが一つでございます。

あとは、予算要求時点において、今度、新たに新規採択者を見込むわけですけれども、その見込み方として、新規採択が確実である者だけを要求するというふうなところで減額になってございます。

変更点というところでございますけれども、国

の予算の配分方法が変更ということになってございまして、これまで配分のほう、1回目の予算配分時に大半の予算が都道府県に配分されていたというふうなところでございますが、来年度は年度途中において執行状況を確認の上、追加配分を行うこととしてございます。

このことから市では、現時点において来年度の交付が確実と見込まれる継続の交付対象者、あとは、今後追加で交付が確実となった新規就農予定者について予算要求したというところでございます。

◎7番（石山 敬委員） そうすれば、去年とは違って、ある程度新規の方が訪れれば、取りあえずみんな受けて、それを受けて国のほうに予算要求するのだよということなので、この予算書では予算が減ったように見えるけれども、新しく来る方の対応はきちんとされているということが分かりました。

あと、要望といたしまして、私も初めて申請する方の相談に乗ったりとか、あとは申請書を書くお手伝いをちょっとしたりとかという、何人かいらっしゃるのですけれども、私もぱっと見思ったのが、当然国の事業ですから、まるっきり素人の農家の方があの申請書を書くというのはちょっとレベルが高いのかなと思ったので、分からない方が当然いらっしゃると思うので、これまでやっていると思いますけれども、何とか書き方のサポート等をよろしくをお願いします。

あと、去年断られた方、当然その方も農政課では押さえて、その方に多分連絡はされていると思うのですけれども、今後漏れなくそういう対象者がぜひ受けられる体制を何とかよろしくお願いたします。

あと、今のこの事業というのは、ある程度の農業所得が得られれば、5年間150万円というのも、2年目でしたか、2年目、3年目以降、前年

度の所得によって減ぜられるというのもありますので、こういった前までの制度と違うところは、もしもそういう減ぜられた方がいらっしゃれば、きちんとした説明を何とかお願いしたいと思いません。

続きまして、6款1項3目、これは三つ一緒に質疑いたします。

まずは、概要61ページ、耕作放棄地再生促進事業費補助金、概要64ページ、放任樹処理対策事業業務委託料、概要65ページ、りんご黒星病発生防止対策事業費補助金、これ三つとも耕作放棄地の解消に関わる事業だと思うのですけれども、大体似たような事業が三つあるのですけれども、改めて各事業の違いについてお伺いします。

◎農政課長（齊藤 隆之） 事業は、農政課とりんご課にまたがるものでございますけれども、各事業の違いについてといったような内容を含んでいますので、一括して私のほうから説明をさせていただきますと思います。

一つ目の耕作放棄地再生促進事業費補助金のほうにつきましては、市の単独事業ということでございまして、農業者等が行う耕作放棄地を再生利用する取組を推進することによって、耕作放棄地の解消を図ることを目的としております。

事業内容は、耕作放棄地の雑木の除去などの再生作業に関わる経費の実支出額、または対象農地の面積に10アール当たり2万5000円を乗じて得た額のいずれか少ないほうを補助するものということになってございます。再生された後に作付する作物については、こちらのほうは特に限定がないというふうな事業内容になってございます。

続きまして、放任樹処理対策事業業務委託料とりんご黒星病発生防止対策事業費補助金の違いについてですけれども、両事業とも、県の補助金のほうを財源にしながら、放任樹の処理を行ったりりんご黒星病とか腐乱病、それから病害虫等の発生

及び蔓延を防止し、りんごの安定生産、拡大を図ることを目的としたものでございまして、こちらのほうは事業の実施主体が違うというふうなことになってございます。

放任樹処理対策事業業務委託料につきましては、未相続の園地、あとは園主の承諾が取れない園地など、地域の団体では対応困難なケースを想定し、市が実施主体となって市内農業協同組合に伐採等の処理を委託する事業となっております。

もう一つのほうのりんご黒星病発生防止対策事業費補助金のほうの事業実施主体は、町会とか共同防除組合など地域の団体といったことになってございまして、伐採等の処理を行う地域の団体を支援する事業というふうなことになってございます。

なお、この事業の実施に当たっては、地域の団体が園主と交渉して同意を得て伐採の処理を行うこととなりますので、こちらのほうは市の職員も同行するなど、円滑に事業が実施できるようにサポートしてまいりたいと考えてございます。

◎7番（石山 敬委員） ありがとうございます。

この予算書を見ますと、りんご黒星病発生防止対策事業費補助金が大幅に減額となっているのですが、その理由についてお伺いします。

◎りんご課長（吉田 秀樹） 今年度につきましては、りんご放任園緊急対策交付金と、交付金の形で実施しているのですけれども、今年度の予算に関しましては、予算要求時に把握しておりました放任園及び新規発生想定分の放任園の全面積を算出根拠としておりました。それに対しまして、来年度につきましては、今年度の事業の実施の状況を参考にしながら、把握している放任園のうち、解消に向けて対応中である園地、そして今後解消に向けて働きかけが可能と思われる園地、そ

れプラス新規発生想定分を加えた面積の8.3ヘクタール、10件の解消を見込み、385万9000円を計上したものであります。

◎7番（石山 敬委員） 一つ目の耕作放棄地再生促進事業費補助金は、りんご以外の作物、地目でも使えるということで、三つあるうち全ての農地で対応できるということが分かりました。

市内の農地、耕作放棄地という、放任園という問題を解消するために、この事業が三つあるわけなのですけれども、今、もう一つ次の課題といたしましては、耕作放棄地、放任園処理後の営農定着が次の課題かと思えます。

私、個人的な感覚とすれば、なかなかこの事業を使って、伐採はするけれども、新たな地権者が現れないケースがよくあって、その後も、木のジャングルにはなりませんけれども、草のジャングル程度になって、また耕作放棄地になる可能性もあります。

よって、将来的な要望とすれば、ぜひ農業委員会と連携をして、解消後の農地のマッチング、それがうまくいって営農定着する際には、なんとかその畑を耕して、土壌改良剤などを投入しますから、それにかかる初期投資相当分を営農定着交付金などと称して、何とかマッチングした際の後押しもしていただければいいかなと思えます。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

◎9番（千葉 浩規委員） 6款1項3目の、103ページから106ページにかけての農業振興費の補助金、交付金に関わっての質疑です。

今年は、蒔苗委員の質疑にもありましたとおり、雪解けも早く、農業者の方からは黒星病と併せて霜の被害について心配する声が私のところにも届いているところです。

そうしたときに、補助金をずっと見たのですけれども、前回はこのりんごの凍霜被害、霜の被害に関わっての補助金が、たしかあったはずだなど思うのですけれども、今回見ましたらば、それが見当たらないということなのです。

そこで、この霜の被害に関わっての補助金、どこかの補助金のところに加わったのか、それとも、そもそもなくなってしまったのか、その辺のところの答弁をお願いしたいです。

◎りんご課長（吉田 秀樹） 本事業につきましては、平成22年度から実施してきておりましたが、近年、特定の事業者からの補助申請という傾向にありまして、事業者のほうとも話をしまして事業内容を精査した結果、今回、来年度予算には計上しなかったものであります。

ただ、だからといって凍霜害に対して何もしないのではなくて、生産者の方に降霜に関する情報でありますとか、そういったところはしっかりお知らせして対応してまいりたいと考えております。

◎9番（千葉 浩規委員） 特定の組織に偏っているというような発言でしたけれども、そこは運用の仕方を変えていけばいいのではないかというふうな点を指摘して、終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、滄洸会の御質疑ありませんか。

◎4番（齋藤 豪委員） 予算の概要70ページの6款2項2目、林道施設維持改修事業でありま

す。

新規ということで予算が盛られてありますけれども、林道施設というのは具体的にどのような施設になりますか。

◎農村整備課長（八嶋 範行） 林道施設はどういう施設かということなのですが、弘前市内には、市が管理を行っている農道の路線が40路線あります。延長では約90キロになります。その中のいろいろ、擁壁とか橋梁とかという、道路自体が全部施設ということになります。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

先ほど蛭名委員も質疑されたのですが、国の森林の管理法が変わったということで、昨年来、森林のほうの整備を進めていくということでしたが、この予算でどういったところまで整備を進めていくのか。あと、もしこれが何年か継続する予算であるならば、何年単位でこれを進めていこうとしているのか。

あと、先ほど鳥獣の被害でもありましたけれども、我々山間地に属するところでありんごを作っておりますと、やはり森林の中の道路がかなり崩壊しております。そのおかげもあって鳥獣が樹園地に下りてくるというような傾向もありますので、ぜひともこういう事業を早めに施工していただいで、森林をしっかりと管理していただくことによって鳥獣害が、樹園地との境をある程度鳥獣に分かってもらって、畑に来ないように方向につなげてもらえばという思いをお願いします。

◎農村整備課長（八嶋 範行） まず、この事業の内容の説明をちょっといたします。

これは、先ほどあった森林環境譲与税の関係の制度とはちょっと違います。中身的なものとしては、林道の施設が約50年くらいもう過ぎていきます。そういうこともあって、施設の老朽化の対策に取り組む必要が生じていると。その施設を長期

間にわたり有効に活用するため、森林のほうに行くためにも有効に活用するために、長寿命化の計画を策定するものでございます。

この長寿命化の計画を策定するに当たっても、路線の個別の計画をまずつくる必要があります。二つの計画の委託料が計上されているものです。

この長寿命化の計画を策定後、林道の今後の改修、補修等を国の補助事業を活用してやっていくというものになっております。

◎14番(松橋 武史委員) 予算概要64ページ、65ページに黒星病の関連する事業が3事業ありまして、いずれも蒔苗委員が指摘したように減っております。減っているということは、逆にいい方向に向かっているのかなというふうにも思えるわけですが、まずは、黒星病に対する市の認識、また参考に県の認識というのものも、もし情報があれば、また、農林水産省の認識を改めて確認するものであります。

◎りんご課長(吉田 秀樹) 黒星病に関する認識ということでございますけれども、平成28年に発生しまして、その後また平成30年、昨年度ですか、大量発生しまして、その対応ということで、まず放任園の緊急対策、その後、今年度に関しては黒星病の対策と、耕種的防除の対策ということで実施してまいりましたけれども、薬剤防除というのはやはり皆さん大事だと。適期に薬剤防除、それが効かなくなっているということで、新薬に対する期待、そういうものもあるのも当然承知しております。薬剤のほうに関しては、今進めているというお話は何っておりまして、うまくいけば来年度、再来年度あたりにはという話は伺っております。

そうした中で、我々が進めているのは、やはり放任園の関係をまず処理するというのが第一、そして、また耕種的防除、薬剤防除はやはり大事で

すけれども、生産者の皆さんが園地内の越冬落葉でありますとか被害葉、被害果、そういったものを確実に耕種的防除としてすき込み、もしくは廃棄、そういったところを整理していただければ、ある程度の一定の黒星病の発生に、菌密度の低下につながるものと思っております、これらの事業を展開しているところであります。

◎14番(松橋 武史委員) 今、お聞きしたのは、市と県と国との認識が合致することがやはり一番いい進み方なのかなというふうに思っております。

聞けば、県に言わせますと、りんごの収量が安定しているのだとか、そういった農家の方々からマイナスに受けるようなイメージでの発言等もあります。その辺については、ぜひ国会議員、また県議会議員にも現地を視察していただくなど、現場の声をしっかり、市から文書や写真等で伝えるだけではなく、しっかり、国会議員が現地を視察すれば必ず役人が同行されます。県議会議員も同行であります。どうぞ、しっかりと要望していただきたい。

そして、今、新薬の話がありました。来年か再来年という話を課長がしてしまうと、再来年までにはできるのではないかというような大きな期待をされます。そこもしっかり厚生労働省等々に働きかけて、いつ頃までにと。農家の方々を安心させるために、いつまでにはと、遅くともいつまでにとこのようなことも農家の方々にしっかり伝えられるように、情報収集に努めていただければと思います。

◎22番(佐藤 哲委員) 私が聞きたいことは、りんごに関しては松橋委員が聞きましたので、私はさきに私どもの会派にもう一人います齋藤委員が言ったとおり、林道についての質疑を続けてまいりたいと思います。

まず、概要70ページを御覧ください。

主に入札制度についてお伺いをいたします。まず一番上に書かれてある林道の開設事業について、6款2項2目ですけれども、この設計等業務委託料については、設計業務については、工事費が750万円と書いていますけれども、250万円の設計料というのは結構な多額な金額でありまして、こういうものに対する入札というのはどういうふうになっているのかお伺いしたいと思いません。

◎農村整備課長（八嶋 範行） 林道の設計に関する業務委託料の入札に関してですが、これは、当課のほうでまず業務委託の設計書を作って、契約課のほうに依頼をして業者を決めていただくというような入札になります。

◎22番（佐藤 哲委員） それはほとんど常識の世界でして、ちゃんと何者かの入札が行われていると確認しているわけなのですか。どうなのですか。

◎農村整備課長（八嶋 範行） 指名とかについては、契約課のほうでやっております。ですから、こちらのほうでは何者が指名になっているとか、詳しくは今の段階では分かりません。

◎22番（佐藤 哲委員） この後ずっと、私は入札について聞いていきます。林道のことについて。暫時休憩して、調べてきてください。この後の、この下の林道の開設工事等々がいっぱい出てきますよ。これらについて知らないでは済まない。契約課に行ってちょっと聞いてください。ストップしてください。

◎委員長（工藤 光志委員） その場で暫時休憩いたします。

〔午後 4時04分 休憩〕

〔午後 4時09分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員長より申し上げます。

契約課で少し時間がかかるようですので、ここで暫時休憩いたします。

〔午後 4時09分 休憩〕

〔午後 4時35分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤委員、再度御質疑をお願いします。

◎22番（佐藤 哲委員） まず、予算の概要の70ページと、それから、予算書の111ページの項目なのです。

この中で、林道の工事請負費と工事の業務委託料、それから工事請負費というのが14節にも書かれてあります。こういう一連の工事について、予算を執行する場合、どのような入札制度を取っているのかということをお伺いしたいと思っていました。

◎契約課長（黒沼 立真） 入札方法についての一般的なことだと思いますので、私のほうから答弁いたしたいと思います。

まず、林道等の設計等業務委託料に関しましては、設計金額が50万円を超えるものにつきましては、条件付一般競争入札を行って業者を決定するというようにしております。

また、同じく、工事のほうなのですが、通常、林道となりますと土木一式工事だと思うのですが、これが設計金額が130万円を超えて500万円未満のものに関しては指名競争入札で、500万円以上のものに関しては条件付一般競争入札によって業者を決定しております。

◎22番（佐藤 哲委員） 確認いたします。

随意契約というのは存在しないと理解してよろしいのですね。

◎契約課長（黒沼 立真） お答えいたします。

この林道等にかかわらず、一者随契のガイドラ

インに照らし合わせまして、一者随契するべき理由がある場合には、一者随契することもありますけれども、通常は、先ほど申し上げました設計金額に応じて競争入札で入札を執行しております。

◎22番（佐藤 哲委員） 総合的なところは分かりました。

それで、ちょっと説明をお願いします。

概要の70ページに書いてあります一番上の段なのですけれども、設計等業務委託料が250万円、工事が750万円となっていますけれども、工事費の割には随分と設計料が高いものだなというふうな気もいたしますけれども、恐らく国から来るようなお金なのでしょうけれども、こういう単年度ごとにしょっちゅうこういうふうに出していくものなのですか。ちょっと説明をお願いできませんか。

◎農村整備課長（八嶋 範行） 今、御質疑のあった林業専用道の事業について御説明いたします。

この事業は、国の定額補助、これは国から100%の補助でやっている事業であります。中身的には、単年度で設計から工事まで一括してやる必要があります。単年度精算という形になります。この林道の延長は全部で2キロほどあるのですが、それをまず単年度でやることは難しく、やはり1年でできる範囲ということで、400メートルとか細切れにした形で実施しているものがございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 先ほどのりんご課長の答弁の修正の発言を農林部長から求められていますので、発言を許します。

◎農林部長（本宮 裕貴） 間違いというか、補足になります。

先ほど、りんご課長と松橋委員のやり取りの中でございました、りんご黒星病の新薬の出るタイミングについてということで、りんご課長のほうから、来年度、または再来年度という言葉があったのですけれども、間違っていないと思うのですけれども、今、現状で審査をしているところと認識しておりまして、来年度、薬を使うとすれば、4月の上中旬ですとか、展葉の初期のほうから農薬を使うと思うのですけれども、さすがにそのタイミングには恐らく間に合わないのかなというふうなことを踏まえたと、申し訳ないですけれども、来年度という言葉はちょっと適切ではなかったといたしますか、来年度中に出了としても、登録が完了されたとしても、実際に現場の農家が使うことができるのは恐らく再来年度、要は、次の次の4月以降にはなるのかなと予測されます。

ただ、御承知のとおり、我々の手も離れているところでございますし、国としても、今内閣府の審査をようやく終えたというふうなところで、このスピードも非常に順調に進んでいるというふうには県では評価しておりまして、ただ、その後、食品安全委員会が終わった後、厚労省ですとか環境省のほうのプロセスがまだ残っていますので、我々といたしましては、引き続き動向について注視して、皆様とも情報を共有してまいりたいというふうにご考えております。

◎委員長（工藤 光志委員） これをもって、6

款農林水産業費に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の日程は7款商工費までの審査になっておりますが、7款商工費以降を明13日に繰延べしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認め、7款商工費以降を明13日に繰延べすることに決定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

次の予算決算常任委員会は、明13日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

〔午後 4時40分 散会〕